

議 長 | ただいまより平成16年 岸町議会第1回定例会を開会いたします。  
開会時刻 10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。  
日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番菊池議員、14番田宮議員を指名いたします。

議 長 | 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
9番、松岡委員長。  
9 番 | 去る3月8日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付のとおり……（音声途切れ）……協議をし、決定いたしましたので、ご報告申し上げます。  
以上です。  
議 長 | 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議 長 | 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告書にありましたとおり、本日から25日までの16日間とし、13日、14日と20日と21日は休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
議 長 | ご異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日から25日までの16日間とし、13日、14日、20日、21日は休会とすることに決定しました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

議 長 | 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に、平成15年12月15日開会の第4回定例会終了から本日までの会議の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承を願います。

なお、本年2月25日、26日に東京で開催されました酪農中央陳情には私が出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係書類を別途議員控室に備えることとしておりますので、ご了承をいただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

以上、諸般報告といたします。

議 長 日程第5、教育長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思

います。

教育長。

教 育 長 おはようございます。

私の方から、平成16年2月23日午後に発生した太田中学校教職員の交通事故について、その内容を報告いたします。

事故の状況であります。2月23日月曜日午後2時49分ごろ、道道厚岸標茶線の太田五の通、19番付近で、自家用車で帰路についた教諭が吹きだまった雪に突っ込み、車が動かなくなったため、学校へ応援を要請したところ、教頭ほか6名の教職員が駆けつけ、脱出作業をしていたところに、標茶方面から来たトレーラーが追突したものであります。事故の原因は、当時の現場は猛烈な吹雪となり、視界が非常に悪く、トレーラーの運転手が救援作業中だった教職員の発見がおくれたものであります。

事故発生後の午後2時57分、直ちに学校から厚岸消防署へ救急車を要請し、教育委員会へは午後3時に第一報が入ってまいりました。厚岸消防署の救急隊員が3時25分に2名を救出し、病院へ搬送、その後3時57分までに全員を救出し、搬送いたしました。2名が死亡、3名が中凍傷、2名が軽症の計7名が負傷するという惨事に至ってしまいました。事故に遭われた、そしてお亡くなりになりました2人の教職員のご冥福をお祈りするとともに、ご家族に心から哀悼の意を表する次第で

あります。

さて、風雪など、荒天時における町内小・中学校の休校等の判断及び体制であります。前日または早朝からの天候の悪化の場合は、午前5時30分ごろに各学校ごとに地域の状況を判断し、その情報を校長会で取りまとめ、教育委員会へ報告することとなっております。報告を受けた教育委員会は、防災無線の連絡、NHKへの放送依頼などを行い、全町的に周知活動を行っているところであります。

当日は、6時の段階で全町的に雨であり、特に休校等の措置をする学校はなかったものの、7時ごろから雪に変わり吹雪となったため、急遽、休校措置をとった学校も1校あり、特に午後からは全町的に強風を伴った雪となり、猛吹雪へと状況が急変し、4校が終業時間の繰り上げ措置をしたところです。このように、現在は天候の状況に応じ、各校ごとに始業時間の繰り下げ、終業時間の繰り上げ及び休校などの対応をしているところです。

今回の事故を教訓として、各学校は刻々と変化していく気象状況を教育委員会並びにそれぞれの地域と連携をとり、情報収集を的り的確な判断に努め、児童・生徒の安全確保を図るとともに、教職員については特別休暇の取得について校長会と協議し、適切な対応をまいりたいと存じます。

事故後の太田中学校の学校体制については、教育局と教職員の配置について協議するとともに、校長会議で協力体制が決定し、3月1日からは死亡、入院中及び治療中の教職員の欠員補充として時間講師の派遣、町内の学校からの応援など、支援体制をとっているところです。

なお現在、負傷した教職員のけがの回復状況ですが、3名が通院治療をしているところです。また、今回の事故により心に痛手を負った生徒のため、スクールカウンセラーを3月1日から5日まで配置し、カウンセリングを行い、心のケアなどの対応に努め、教職員については2月26日に釧路保健所の臨床心理士が自宅に出向き、面談するなどの対応をとっているところです。

今回、このような事故が起きたことは、まことに残念であり、今後二度と事故が起きないような体制を確立し、万全を期してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議 長

これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は厚岸町議会議会運用内規22にありますとおり、内容の疑義を正す程度にとどめていただきます。

質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で行政報告を終わります。

議長 次に、日程第6、町政執行方針、日程第7、教育行政執行方針、以上2件を一括議題といたします。

初めに、町長に町政執行方針の説明を求めます。

町長。

町長 平成16年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

国・地方を通じた行政のスリム化を大命題に、小泉内閣が打ち出した「三位一体の改革」は、国庫補助負担金の縮減や地方交付税の見直しだけが先行し、税源移譲を含む税源配分の見直しを取り残され、地方自治体にとってはますます厳しい財政運営を迫られることになりました。

また、総務省は、現行の市町村合併特例法の期限となる平成17年3月以降も、平成21年度までに合併する場合は地方交付税を優遇する措置を継続することを決め、新しい市町村合併推進法案に盛り込まれることになりました。これは、財政的な優遇措置を打ち切ると、その後の合併の障害になると判断したためであり、引き続き市町村合併を積極的に推進する決意を示したものと考えられます。

その新法では、合併構想の策定を都道府県の自治事務と位置づけ、構想に基づき合併に関するあつせん、合併協議会の設置または合併推進の勧告等により市町村の合併を推進するとしており、その対象となる市町村の人口規模を法律には明記しないものの、おおむね1万人を目安とすることを指針に盛り込むなど、合併の圧力はますます強まることが予想されます。

本町としても、昨年5月末にまとめた「厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町合併問題研究会報告」を一步進めて、昨年12月から現行合併特例法による財政支援の有効性の検証などを厚岸、浜中、弟子屈3町の共同作業として取り組んでいるところであり、こうした作業がまとまり次第、再び町民や町議会へ情報を提供し、意見

交換をしながら進むべき方向を明らかにしたいと考えます。

こうした情勢の中で、平成16年度における町政執行の最大の課題は、「財政危機からの脱出」であります。本町は、地方交付税など歳入の大幅な減少を予測し、平成14年度から第一次財政運営基本方針に基づく改革を着実に実行し、成果を上げてまいりましたが、国の構造改革はその予測をはるかに超えて厳しく、本町の財政は一気に危機的状況を迎えるに至りました。

そのため、第一次財政運営基本方針は、平成16年度の終期を待たずして見直しを迫られ、昨年度からさらに徹底した歳出の見直しと適正な歳入の確保に向けた作業を取り進め、これを第二次財政運営基本方針として、今年3月までにまとめたところではありますが、地方交付税などは昨年度の想定をはるかに超えた減額が見込まれ、平成17年度以降も多額の財源不足が生じる見通しであります。

したがって、本年度においても内部改革の徹底はもとより、住民サービスの量や質についても見直しながら、さらなる改革を断行し、持続的で安定した財政運営を取り戻すことに全身全霊を傾けてまいります。

このように、厚岸町を取り巻く情勢は年々厳しさを増していますが、新しい時代に向け、さらに発展していくためには、地方分権時代にふさわしい「真の自立」についてその姿を描き、考え方をまとめていくことが大変重要であると考えます。本町の未来像を見据えながら、既存産業の活性化と地産地消など、地域完結型の経済活動の育成にも力を注ぎ、本町の限らない潜在力と可能性を発揮させながら、自立型経済への移行に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

また、私が掲げる「協働のまちづくり」が町民の意識の中に浸透しつつありますので、これをより強固なものにするため、住民、自治会、各種の住民組織、民間事業者、特定非営利活動法人、ボランティアなどと対等な立場で協力・連携していくことが大変重要であり、具体的な取り組みを通じて信頼関係を醸成していくことが必要だと考えます。時代の大きな転換期を迎えている今、直面する緒課題に果敢に挑戦し、「このまちに住んでよかった」と思えるまちにしていきたいと思えます。

さらに、私は去る2月14日、東京厚岸会総会にお招きをいただき出席いたしました。会員の皆さんのふるさとを思う熱き心と、厚岸町を遠く離れていても、ふるさととのさらなる発展を願っている姿に接し、町長の職責の重さを改めて深く認識いたしました。全国各地でたくましく活躍する厚岸人が、「あなたの出身地はどこで

すか」と問われたときに、堂々と胸を張って「北海道厚岸町の出身です」と言い続けられるまちにするため、さらに全力を尽くしてまいる決意であります。

それでは、主要な施策の推進について、第4期厚岸町総合計画の5本のまちづくりの柱に沿って申し上げます。

第1は、自然と調和した快適な環境づくりについてであります。

豊かな大地ときれいな湖や海から生産され、だれもが安心して食べられる健康的で安全な食料の供給を将来に引き継ぎ、私たちの豊かな生活の実現のためには、恵まれた自然環境を守り育てることはもちろんのこと、資源の循環による環境への負荷の少ない、自然環境と調和した循環型社会を構築することが課題です。

このため、ISO 14001環境方針の理念に基づいて、総合的な施策として水質保全対策、自然環境の保全、廃棄物の適正処理、さらには植林による豊かな森づくりなどを推進してまいりましたが、町民の自主的な参加による環境美化活動やごみ減量化などの活動が促進されるよう、必要な措置を講じることも課題となります。

昨年度、「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例」を制定したところでありますが、本年度はこの条例に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項を定める「環境基本計画」の策定作業を、昨年度に引き続き精力的に推進してまいりたいと考えております。

また、従来から環境問題に関する講演会等を開催していますが、本年度におきましても関係機関と連携を密にし、多くの町民の皆様が環境問題に強い関心を持っていただけるよう、工夫を凝らした内容にしたいと考えております。

廃棄物対策については、町民の生活様式の変化によって、さまざまな種類の廃棄物が家庭から排出されております。これらの廃棄物については適正な処理を行ってきていますが、できるだけ廃棄物を排出させないというのが基本です。資源循環型社会の形成の第一歩として、廃棄物の排出抑制、資源化、再利用の推進により、焼却処分等の最終的な処理量の低減を図っていかねばなりません。これらのことについて広報紙等による啓発活動を強めてまいります。

また、平成6年度に供用開始した一般廃棄物最終処分場は、空き容量がわずかとなり、第2期分の処分場建設が急がれていることから、昨年度は施設建設に向けての整備計画の策定作業を行ったところですが、本年度は国の補助金を求めながら、実施設計調査及び同処分場の建設に一部着手してまいります。

下水道は、厚岸湾・厚岸湖など、公共用水域の水質保全及び居住環境の改善や公衆衛生の向上を図ることを目的に、平成3年度から事業を進めておりますが、本年度は宮園町、住の江町、奔渡町の一部、面積で約10ヘクタールの污水管整備のほか、門静地区の浸水対策のため、平成14年度から実施してきた雨水排水の整備を完成させるよう進めてまいります。

また、水道については、町民の生活に必要不可欠なものであり、安全で良質な水の安定供給が求められております。このため、水源としている河川流域の環境を保全・再生に資する施策として、水源涵養林の取得を進め、さらに老朽化が進んでいる厚岸浄水場の大改修事業と排水処理設備の整備を行い、適切な維持管理に努めるとともに、コスト縮減の施策として漏水調査を実施し、経営の安定化に努めてまいります。

さらに、町民の生活環境に係るものとして、道路や河川、住宅、交通政策について申し述べます。

幹線道路については、北海道の代行事業で整備が進められている床潭末広間道路改良のほか、トライベツ道路、住の江町通り、白浜町山の手通りの改良舗装事業を継続します。また、生活道路では、湾月町、梅香町、港町、住の江町、門静、尾幌、糸魚沢の各地区において、緊急度の高い路線から整備を取り進めてまいります。

都市計画では、長年議論を重ねてきた中心市街地の活性化について、当面、湖南地区中心市街地において、にぎわいとふれあいの回復を基本的な考え方として、官民挙げてその対策に取り組んでまいります。本年度は地権者や地元の合意が得られれば、多目的広場の整備に着手する予定であります。

河川事業では、準用河川汐見川の護岸工事を継続し、新たに奔渡川河口部の改修整備に着手いたします。また、矢白別演習場からの土砂流出防止対策として進めている砂防ダムの建設については、河川環境や厚岸湖における漁業への影響などが指摘されたため、工事を中断し、昨年4月から有識者による第三者検討委員会が別寒辺牛川水系の水分調査を初め、各種調査を実施しています。本年度においても、さらなる調査を行い、町民の皆さんや関係機関の理解を得ながら、防衛庁の障害防止工事を支援してまいります。

住環境の整備では、今年3月末までに「厚岸町住宅マスタープラン」をまとめ、そのプランに基づき、町営住宅の建てかえや団地移転、維持保全の道筋を明らかに

するとともに、民間活力との調整やリフォーム体制の充実などを含め、総合的な施策の推進を目指してまいります。本年度は、町営住宅の維持保全対策として、梅香団地の下水道排水設備の整備を行います。

災害から町民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりも本町の重要課題であります。「平成15年十勝沖地震」などの経験を踏まえ、地域における自主防災組織の育成や職員の非常配備体制の見直しを進めてまいります。

字名改正事業は、本年度も引き続き大字苫多村の一部、苫多・上尾幌と門静地区の整理を順次進めてまいります。

路線バスの維持対策につきましては、現行路線存続を基本として生活交通の確保を図るよう、柔軟な対応に努めてまいります。

第2は、活力に満ちた豊かな産業の育成であります。

まず、農業についてであります。

我が国の農業の発展に大きな影響を及ぼすWTO農業交渉の行方は、現段階では極めて不透明で、今後の交渉の結果いかんでは、より一層の貿易自由化が進むことも十分考えられます。また、食の安全に対する消費者の監視の目も一段と厳しさを増し、生産者はさまざまな課題の解決を迫られています。こうした情勢を踏まえ、酪農家が環境に配慮した草地型酪農を推進し、消費者が求めるクリーンで良質な畜産物を安定的に供給できるよう支援してまいります。

本町にとって長年の懸案でありました町内2農協の合併による新体制下で、生産体制の強化が図られております。さらなる経営の効率化のため、2カ所ある牛乳検査施設と乳牛検定組合事務所を集約し、本年度、新たな施設として（仮称）酪農支援センターの建設を予定しておりますが、町として必要な支援をしてまいります。

また、町営牧場は育成牛飼育部門の分業化を担い、町内酪農家にとってなくてはならない施設であります。預託需要に安定的にこたえていくことが農家の経営安定に資することから、別寒辺牛団地の草地整備と緒施設の整備を図るため、本年度から新たに「道営公共牧場整備事業」に着手します。

本年11月に本格施行される「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に対応し、草地への適正還元や環境への負荷低減を進めるため、「畜産環境保全施設整備事業」を初め、施設整備の支援を行い、町内酪農家の管理基準達成を促進させます。

土地資源を生かし、持続的に酪農経営を行うには、一定のサイクルでの農地基盤の整備が不可欠であります。このため、糸魚沢、若松、トライベツ地区における「畜産基盤再編総合整備事業」に引き続き取り組むほか、尾幌地区の「担い手草地開発整備事業」や、太田、大別、片無去地区の「団体営草地開発整備事業」と「道営草地開発整備事業」を並行し継続実施します。加えて、酪農にとって良質な粗飼料の確保は、生乳の生産性向上に直結することから、本年度も釧路太田農業協同組合の「高性能機械導入事業」を支援してまいります。

また、農道整備では、太田、片無去地区で「集乳道整備事業」を引き続き実施してまいります。

中山間地域等直接支払制度に基づく交付金制度は、本年度が最終年度となりますが、各集落の多様な活動の効果が有効に発現できるよう指導してまいります。

近年、一部の地区で離農跡地が適正に利用をされず、農地の遊休化が懸念されています。特に、若松、糸魚沢地区では、農地の集約のおくれが著しいことから、農業委員会が事業主体の「農用地等集団化事業」により、農地の交換分合に着手し、有効な土地利用を支援してまいります。

次に、林業施策について申し上げます。

森林は、私たちの生活に欠かせない木材を提供するという木材生産機能を有するとともに、水資源の涵養や災害の防止、さらには二酸化炭素を吸収することによって地球温暖化の防止など、さまざまな公益的な機能によって環境の保全にも大きな役割を果たしております。

この公共的機能を守り高めるためには、今ある優良な森林の適正な管理と保全を進めていかなければなりません。一般民有林については木材価格の低迷によって、森林整備に対する意欲の低下が森林の有する機能の発揮に支障を来すことも懸念されることから、引き続き「森林整備地域活動支援交付金事業」の活用による森林整備を推進し、環境保全を初めとする公益的機能の発揮と森林資源の維持増進を図っていかなければなりません。

また、植栽や除間伐を対象とした「民有林振興対策事業」などの施業を森林組合との連携により実施し、計画的かつ一体的な森林施業を推進するとともに、河川流域など水源涵養を図らなければならない私有林の無立木地で、森林所有者による適切な森林整備が期待できないものについては、その機能の向上を図るために「公的

森林整備推進事業」を継続して実施いたします。

また、林業が健全で安定した発展をするためには、林業従事者の高齢化が進む中で、引き続き「森林整備担い手対策事業」による就労条件の改善によって若年従事者の確保や、林業機械の導入による森林作業員の省力化を推進し、安定した事業量の確保にも努めていかなければなりません。

さらに、町民みずからが森づくりに参加し、自然環境の保全や森づくりの大切さなどを体感し、公共性の高いすぐれた森林をつくり上げ、未来に継承するという意識の高揚を図るため、町民の森において5回目の「植樹祭」を実施いたします。

暮らしの安全と財産を守る取り組みとして、急傾斜の山地を背後に抱える奔渡町地区及び愛冠・バラサン地区で、釧路森づくりセンターと連携して引き続き「治山事業」を実施するとともに、住の江町地区、片無去地区においても、北海道との連携により「治山事業」を継続いたします。

また、エゾシカによる農林業被害の対策として、「有害鳥獣駆除事業」や残滓の回収についても引き続き取り組んでまいります。

きのご菌床センターは、施設開設以来8年が経過しましたが、平成10年度からは特別会計に移行し、施設の減価償却費を除く独立採算を追求してまいりました。その結果、ここ数年は経営の収支も落ちつき、加えて予算が事業別予算へと姿を変えたため、一般会計においても独立採算の度合いを容易に監視できるようになりました。また、消費税法が改正され、本年4月から簡易課税を選択できる売上限度額が引き下げられ、税負担の増額が必至になったことから、本事業の予算計上を一般会計へ戻し運営することといたします。

次に、水産業についてであります。

本町の基幹産業であります漁業は、これまで水揚げの主要な部分を占めてきたサンマ漁業が、価格の暴落により生産高が前年を大きく下回り、さらには景気低迷の余波を受けて全般的な魚価安に見舞われるなど、大変厳しい1年でありました。一方、食の安全に対する消費者の関心は一段と高まり、安全かつ良質な生産物の供給に向けた新たな対応を求められております。

こうした中、平成13年に制定された水産基本法に基づく北海道の施策の体系も、第1期の「北海道水産業・漁村振興推進計画」の策定をもって整い、具現化に向けた取り組みが進もうとしております。厚岸町といたしましては、こうした国や北海

道の動き、水産業を取り巻く情勢を踏まえ、厚岸漁業協同組合初め、関係団体等と連携し、本町が水産物供給基地として将来にわたって安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう、また水産業が地域の経済を支える活力ある産業として継続・発展するよう各種施策を進めてまいります。

水産物を安定供給するためには、沿岸漁業の振興がかぎであり、資源の増大対策と持続的な利用を可能にする適正な漁場管理が重要です。「地域水産物供給基盤整備事業」により、小島地区のウニ漁場の造成を進めるほか、厚岸漁業協同組合が取り組む「昆布漁場改良事業」や「ヒトデ駆除事業」、肉食性巻き貝、いわゆる「三角ツブ駆除事業」、「ニシン中間育成事業」などを引き続き支援し、沿岸漁業の振興を図ってまいります。

また、厚岸湖内・湾内の水質調査などを継続し、漁場環境データの蓄積と漁業者等への情報提供に努めてまいります。

町が種苗を生産・供給しておりますシングルシードカキについては、新たな厚岸ブランドとしての普及拡大を図るため、引き続き良質な種苗の提供及び着業者の拡大に努め、生産者とともに養殖技術の向上に取り組むほか、広く消費者に周知するための「ネーミング募集事業」などを実施し、消費流通面における知名度を高める取り組みを展開します。

また、厚岸漁業協同組合がシングルシードカキの安定出荷に向けた増産と、カキ養殖全体の底上げを目指して実施する湾内中間育成施設の整備を支援し、カキの産地としての地位をより強固なものにしてまいります。

本年度の漁港整備は、厚岸漁港で湖北地区マイナス5メートル岸壁の補修や湖南地区船揚場の改良などが、床潭漁港では南防波堤の新設や船揚場の実施設計などが計画されております。漁港機能の充実はもとより、地域の活性化につながる漁港づくりを目指し、関係機関、団体と連携し、早期完成に努めてまいります。

安全かつ良質な水産物の供給については、漁獲から水揚げ、加工、流通に至るすべての工程にわたって、一貫した品質と衛生管理の高度化が求められており、産地の関係者が一体となって取り組むことが必要です。関係者、関係団体と連携し、水産物衛生管理講習会を開催するほか、衛生管理等の現況調査を実施し、産地が一体となって品質や衛生管理の向上を目指す「地域ハサップ」の取り組みを進めます。

高潮や浸食から海岸を守る海岸保全事業については、昨年2月に策定された「十

勝釧路沿岸海岸保全基本計画」を踏まえ、国が定める海岸区分に基づいた整備を促進するとともに、緊急度の高い箇所については、北海道の単独事業での実施を強く要望してまいります。

次に、商工と観光についてであります。

商業は、これまで基幹産業の盛衰に大きく影響されてきましたが、今日では、むしろ大型店や量販店への購買力流出による影響が避けられない状況にあります。したがって、高齢社会の新たなニーズに対応した業種、あるいは厚岸の資源を活用した特色ある業種の育成などが大きな課題となっています。

湖南地区商店街の活性化に向けたさまざまな話し合いの中でも、そのことが幾度となく提起されてはいますが、今のところ実を結ぶに至っておりません。町としては、今後ともできるだけ具体的な情報を既存商業者だけでなく、町民全体に提供しながら、活性化の方向を探っていきたいと考えます。

中小企業対策としては、引き続き中小企業融資制度や小規模商工業者設備近代化資金貸付制度、工業等振興条例に基づく優遇措置の活用を図るとともに、国や道の支援制度の活用を促進し、商工会や関係団体との連携により、経営体質の強化を支援してまいります。

雇用については、依然として厳しい雇用情勢が続いておりますが、「緊急地域雇用創出特別交付金対策事業」の実施や相談支援業務、また釧路公共職業安定所の求人情報の提供、さらに一昨年設置した厚岸町雇用対策連絡協議会での若年労働者等の雇用対策の充実を図ってまいります。また、地元の高卒就職予定者の職場体験や企業内職業訓練、冬期技能講習、外国人研修の受け入れの支援に努めてまいります。

近年の消費者を取り巻く社会環境の大きな変化に伴い、商品の購入やヤミ金融のトラブルなど、消費生活に係る被害は多岐にわたり、著しく増えてきております。このことから、今年2月に厚岸消費者協会内に金融相談窓口を開設し、相談に応じていただいております。このほか、悪徳商法については、厚岸消費者協会とも連携して、啓発活動の実施をするとともに、特にねらわれやすい高齢者の保護について対策を検討してまいります。

観光については、桜まつりやカキまつりなど、地元イベントの充実や町外での催し物、報道機関への積極的な情報提供などにより、観光客の増加に努めてまいります。また、周遊定期観光バスの運行継続を、観光協会や近隣市町村とも連携しながら

ら取り進めてまいります。

味覚ターミナル「コンキリエ」は、昨年開設10周年を迎え、道の駅としても高い評価を受けており、この評価を生かしながら、観光情報や食文化情報の発信機能を強化し、地場産業への振興に貢献するよう努めてまいります。

厚岸道立自然公園の国定公園化については、北海道予算案に指定促進費が計上されましたが、引き続き指定の意義や解決しなければならない課題を町民に明らかにし、合意を得る作業を積極的に進めてまいりたいと考えます。

第3は、健やかな笑顔あふれるきずなの形成であります。

健康で生きがいを持ち、生き生きと暮らすことは、町民みんなの願いであり、その実現のため、町民がつくる健康なまちづくり計画、「みんなすこやか厚岸21」に基づき、保健・医療・福祉を中心とした各課及び関係機関との連携のもとに、さまざまな事業展開を図り、すべての町民の健康づくりに取り組みます。

高齢者対策としては、在宅介護支援センターを中心として、保健師の家庭訪問による要援護高齢者の実態把握を積極的に行い、保健師と地域が結びついた地域福祉づくりに努めます。また、家族介護教室を開いて家庭での介護を支援するとともに、痴呆予防教室や転倒骨折予防教室の充実に努めてまいります。

障害者対策としては、平成15年度から始まった支援費制度による居宅生活支援の各種サービスを引き続き実施いたします。また、本年4月からの業務開始が予定されている、障害者みずからが運営する共同作業所についても支援してまいります。さらに、平成10年度に策定した厚岸町障害者福祉計画の見直しに取り組んでまいります。

児童福祉対策では、保育所及び児童館で実施している障害のある児童の受け入れを引き続き行うとともに、安心して子供を託せる施設運営に努めます。また、子育て支援センターが行う湖北地区での子育てルームの開放も実施してまいります。

介護保険についてであります。介護保険会計と介護サービス事業会計の2つの特別会計の円滑な運営を図ります。介護保険制度については、平成17年度に国の制度見直しが予定されており、その動きを注視するとともに、今後とも利用者にとって公平で利用しやすい制度づくりとサービス体制の構築に努めてまいります。

国民年金は、負担と給付のあり方についての制度改革の初年度となります。年金相談業務を中心に、年金制度の普及に努めてまいります。国民年金が安心できる

生活保障制度として確立されるよう、関係機関と連携し制度の安定化を求めてまいります。

病院事業会計であります。町立厚岸病院は少子・高齢社会の急速な進展、医療技術の進歩、診療報酬制度の改正など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中、中核病院として地域医療を担ってきました。近年、病院を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しておりますが、町民が良質で安全な医療が受けられるよう、医師・医療技術員の確保や診療体制の充実を初め、職員の意識改革や接遇の改善、専門技術の習得などのため、各種研修会への参加を促進してまいります。

また、地域医療を担う機能を高め、町内外医療機関との連携を図りながら、お年寄りが寝たきりでも、一人でも最期まで安心して暮らせる地域医療の確立に努めます。

時代は高齢社会となり、入院医療から在宅療養への移行が必要となっており、在宅診療部門の強化が求められております。また、疾病構造の変化は慢性の疾患を持つ患者の増加につながり、病院の機能は単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションまでを含む保健衛生の分野まで拡大してきております。したがって、疾病予防、健康増進、健康管理に及ぶ取り組みを保健・福祉との連携の中から積極的に取り進めてまいります。

昨年度、基本計画を策定した厚岸型健康増進施設については、調査結果に基づき、財源捻出方法などを含む実現可能性について、引き続き検討してまいります。

第4は、心豊かで生きがいに満ちた人づくりについてであります。

教育行政の最重要課題として取り組んできた真龍小学校の改築についてですが、町内最大規模の学校で総事業費も十数億円と見込まれることから、町内における今後の児童数の推移に柔軟な対応が可能で、しかも新たな教育課程や地域に開かれた学校として、多様な学習需要に対応できる施設づくりが求められます。そのため、財源確保の選択肢を広げて慎重に検討するとともに、本年度は地質調査を含む基本設計業務を進めてまいります。

また、ここ十数年にわたり雨漏りが頻繁に発生し、その箇所が特定できないでいた真龍中学校の屋上防水部分を抜本的に改修整備いたします。また、教職員の住環境の改善を図るため、市街地の教員住宅について下水道排水設備の整備を進めてまいります。

昨年1月の学校給食を原因とする食中毒の発生により、多くの児童・生徒を初め教職員、町民の皆さんに苦痛と不安を与えたことから、学校給食における衛生管理の向上と安定した給食供給を図るため、経年劣化が激しいボイラー設備の更新を図ってまいります。

第5は、ふれあいと創意で歩む地域社会づくりであります。

まず、行政全般についてであります。

既に時代は、施策の立案・実施において、住民との合意形成の過程が重視され、また限られた人材や予算の中で、多様化する住民ニーズに対応するためには、住民との協働や役割分担の議論を避けて通ることができなくなっております。こうした状況に対応するため、より一層の職員の意識改革が不可欠であり、研修や実践における経験を積み重ねる中から、協働の取り組みをリードできる職員の育成を図ってまいります。

住民基本台帳ネットワークシステムは、当面、基本4項目情報の利活用に限定し、個人情報保護のため、本人確認情報の利用状況の把握や不当アクセスの予防対策など、町民情報の漏えいに対する不安の払拭に努めてまいります。

本年度の財政運営であります。政府は平成16年度の地方財政計画の規模を昨年度に引き続き縮小させマイナス1.8%、歳入では財政運営の基本をなす「地方交付税総額」をマイナス6.5%、地方交付税の減額分を補填する臨時財政対策債についてもマイナス28.6%、全体で12%もの減額という内容を示しました。

厚岸町の普通交付税は、段階補正などの見直し要因を加えると、さらに大幅な減額となることが予測されます。さらに、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化に伴う所得譲与税の交付額が財源補填には遠く及ばないなど、収入不足に追い打ちをかけることが大いに懸念されます。そのため、町単独事業を限りなく厳選した他、経常経費を本年度も2%、過去2年間も合わせて12%縮減、さらには負担金及び補助金、委託料の縮減などで財源を捻出しましたが、それでも不足する約8億円は、財政調整基金など主要4基金を取り崩して補填を行い、平成16年度予算案の収支の均衡を図ったものであります。

さらに、平成16年度中に、国民健康保険税率の引き上げや使用料、手数料の見直しなど、町民の皆さんに負担増をお願いするため所要の進めるとともに、特別職を含む職員人件費を人事院勧告による改定以外に4.5%、1億1,000万円程度

削減することを目指しているところであります。

また、このような財政危機は、国が地方自治体の財政状況を見捨てて一方的な改革を押しつけてきた結果であり、全国の自治体とともに、しかるべき行動を起こしてまいります。

これらの情報は、町民の皆様に逐次お知らせをし、行政と町民の役割分担への理解を求め、財政基盤の確立と住民サービスの維持を重点に、今の時代に対応した行政サービスのあり方を再評価しながら、総合計画の目標と町民の皆さんの要望の実現に向けて、さまざまな施策を取り進めてまいります。

以上、平成16年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要について申し上げます。予想をはるかに超えるスピードで財政状況が悪化し、先行きも不透明であります。山積する諸課題に真正面から果敢に立ち向かっていくことが私に課せられた使命であり、町民の皆さんと一丸となって今後の展望を切り開いていく決意であります。

町民の皆さん、町議会議員の皆さんの一層の深いご理解、ご協力をお願い申し上げます。

議 長 次、教育長に教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

教 育 長 平成16年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

我が国を取り巻く社会情勢は、厳しい経済情勢の中、国際化、情報化、科学技術の進展、環境問題への関心の高まりなど、激しい変革の時代を迎えております。これらの変化に主体的に対応できる人づくりを進めるため、国では「新しい時代を切り開く、心豊かでたくましい日本人の育成」を目指し、「画一と受身から自立と創造へ」という基本理念のもと、多くの教育改革が進められております。

教育委員会では、こうした教育改革の流れを的確に把握しながら、山積する教育課題の解決に向け一層努力し、生涯学習の基礎を培う学校教育と社会教育を推進して、町民の皆様の期待にこたえ得る教育行政を進めてまいります。

以下、本年度の主要な施策について、その概要を申し上げます。

第1は、学校教育の充実についてであります。

新学習指導要領の実施に伴い、各学校が創意工夫に満ちた魅力ある学校づくりに

意欲的に取り組み、児童・生徒に「確かな学力」と「豊かな心」を育成することが何よりも求められています。

学校教育におきましては、このねらいの一層の実現を図るため、各学校が地域に根差し、「生きる力」の育成を目指した「自校の教育改革」を積極的に推進するために、次の3点を重点に取り組んでまいります。

その1つは、「確かな学力を育てる学習指導」の充実であります。

平成14年度から実施されている学習指導要領のねらいは、子供たち一人一人に基礎・基本を徹底し、知識・技能に加えて、学ぶ意欲や思考力・判断力等まで含めた幅広い「確かな学力」をはぐくむことにあります。教えるべき内容を確実に定着させるとともに、これまで以上に学習の過程を重視し、子供たちに学ぶ意欲や学び方をはぐくんでいくことができるよう、学習指導の充実に努めてまいります。

2つ目は、「豊かな心の」育成についてであります。

子供たちに善悪の判断や社会のルールを守るといった基本的な公共心を身につけさせ、他者への思いやりの心など、豊かな心をはぐくむためには、学校、家庭、地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮するとともに、連携を深めることが大切です。各学校での児童・生徒の実態や学校での取り組みについて、今まで以上に情報を発信するとともに、それぞれの役割の調整も含めて家庭や地域との連携を強化してまいります。

また、昨年度実施しました「子育て学習会」は、町内すべての学校で18講座、301人の参加がありました。参加者アンケートの結果から、親子の接し方を考える一つのきっかけづくりになったものと考えております。本年度も引き続き実施し、家庭の教育力向上を目指してまいります。

3つ目は、「地域・家庭に開かれた学校経営」の推進であります。

学校が家庭や地域の信頼にこたえ、心を一つにして子供の健やかな成長を図っていくためには、地域との連携を密にし、開かれた学校づくりを進めることが必要です。学校を積極的に公開し、子供の学びの姿を直接見ていただくとともに、学校運営を自主的に評価・点検し、外部評価も取り入れ、その結果を公開するよう努めてまいります。

また、厚岸小学校、真龍小学校、厚岸中学校、真龍中学校の4校に導入しております「学校評議員」制度を充実させ、保護者や地域の意向を把握し、反映するとと

もに、その協力を得て学校運営を行ってまいります。

さらに、本年度も引き続き「教育委員会広報」を発行し、教育委員会の活動内容や各学校の特色ある取り組みなどを町民の皆様にご理解していただくよう努めてまいります。

以上、3点を重点として、初めに教育課程の編成について申し上げます。

児童・生徒がわかる喜びを味わい、「確かな学力」を身につけるよう、それぞれの子供たちに応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、子供の興味・関心等に  
応じた学習、さらには学ぶ楽しさを体験させ、学習意欲を高める取り組みを推進してまいります。

次に、「豊かな心」をはぐくむ教育についてであります。

子供たちに豊かな心をはぐくみ、よりよく生きようとする態度を育てるため、「心に響く道徳の時間」の指導を充実するとともに、家庭や地域との連携を深め、日常生活の実践に結びつく自然との触れ合いや奉仕活動、勤労生産活動などの体験的な活動、読書活動の充実を図ってまいります。

生徒指導につきましては、いじめや不登校の未然防止を基本に、子供一人一人に応じた適切な指導の充実を図るため、「生徒指導担当教員」や「スクールカウンセラー」、「心の教室相談員」を継続して配置するとともに、指導室による相談活動の充実を図ってまいります。

次に、「総合的な学習の時間」についてであります。

平成14年度から全面実施となったこの時間は、環境・福祉・国際理解などの今日的課題について、各学校の実態に応じた特色ある学習が展開されております。本年度は、学ぶ意欲や学び方を育成するといった総合的な学習の時間の基本を再認識し、各学校が目標や目指す子供像等を明確にした取り組みを推進してまいります。

僻地・複式教育では、小規模校や併置校の特性をよさを生かした教育を推進し、学力の充実に努めるとともに、確かな表現力、豊かな社会性の育成に努めてまいります。また、全道僻地複式研究大会が本町で開催されますので、財政面などで支援をしてまいります。

次に、特殊教育についてであります。

本年度は、16学級22人の在籍となります。一人一人の能力や特性に応じ、その力を最大限に伸ばし、社会の一員として充実した生活を送ることができる力を育成す

るため、引き続き配置校への環境整備や人的配置に十分配慮してまいります。

また近年、障害のある子供たちを取り巻く環境が急速に変化する中で、「特殊」から「特別支援」教育への転換が求められており、一人一人のニーズに即応した教育の充実が課題であります。このため、学校、医療、児童福祉などの関係機関とのネットワークづくりの構築に向けて検討してまいります。

さらに、児童・生徒の実態や保護者の意向を反映し、よりきめ細かな判定・指導をするため、本町と浜中町の2町において新たな就学指導の体制をスタートしてまいります。

次に、教職員の研修についてであります。

「学校がよくなる、教育が変わる」ことを目指し、積極的に教育改革が進められている中で、個々の教師の質を高めることが強く求められております。指導室の訪問などを通して校内研修の充実を図るとともに、教員のライフスタイルに合った各種研修会や研究会への積極的な参加を奨励してまいります。また本年度、高知小・中学校と太田中学校に加え2校を研究校に指定し、教職員の実践的な指導力の向上に努めてまいります。

さらに、教育用コンピューターや校内LANの整備完了を受け、情報教育に関する研修を充実し、子供たちが情報及び情報手段を適切に選択・活用できる能力の育成を図ってまいります。

体育・健康に関する指導については、生涯を通じて心身ともに健康で安全に生き抜く、たくましい実践力を身につけた子供たちを育成するため、町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21」と連動し、歯の健康、喫煙や薬物乱用防止、性教育の充実や望ましい生活習慣の定着など、子供たちが主体的な健康づくりに取り組む教育活動の推進に引き続き努めてまいります。

また、児童・生徒のとうとい命が失われることがないように、実践を取り入れた交通安全や防災教育を推進するとともに、家庭、地域、関係機関と十分連携をとり、事故の未然防止に万全を期してまいります。

町内に2校ある道立高等学校の支援につきましては、本年1月に北海道教育委員会が公布した北海道立高等学校通学区域規則の改正により、釧路管内全域が1学区となり、平成17年度から従来のいわゆる5%枠が撤廃されます。普通科については、釧路への入学枠が拡大することから、地元の厚岸潮見高等学校への志願者の減少が

懸念されます。町内の生徒だれもが高校へ進学できる環境を整えるためには、地元の高校を維持することが不可欠であります。中学校との交流事業を行うなど連携を図り、地元高校への志願率向上に努めてまいります。

また、厚岸水産高等学校については、平成16年度水産バイオ実習室の建設が予定されております。町のカキ種苗センターなどの協力も受けながら、育てる漁業への対応も整い、より魅力ある学校づくりを目指しております。平成16年度の志願者も30人を超える予定であります。町内外へのPRや各種学校事業への支援を行ってまいります。

次に、学校給食についてであります。

学校給食は、子供たちがみずからの食事体験を通じて、心と体の健康な発達と豊かな食生活を学ぶ重要な役割を担っております。このため、安全性の高い食材料を選択し、栄養バランスに配慮するとともに、地場産品を積極的に利用し、献立の工夫によるおいしい給食づくりに努めてまいります。また、要請に基づいて栄養職員を学校に派遣し、食についての指導を充実してまいります。

さらに、食中毒防止のため、日常的に衛生管理マニュアルを遵守するとともに、食材納入業者に対し衛生管理面の指導を強化し、学校給食の安全を確保してまいります。

次に、学校施設・整備についてであります。

教育環境の整備充実は、学校教育の振興を図る上で重要な教育課題であることから、本年度は真龍中学校の屋上防水部分を全面改修いたします。真龍小学校改築については、厚岸町の中心校であり、周辺地域を含めた町の教育の将来を担う学校であります。また、地域住民と子供たちとの交流ができる生涯学習的な要素も必要であると考えております。予想以上に厳しい財政状況の中、新たな財源確保も含め検討することと、教育政策への町民コンセンサスを得るため、本年度は地質調査を含む基本設計に十分な時間をかけてまいりたいと考えております。

学校設備の維持補修や教材及び教育機器については、本年度も引き続き理科備品の整備を図るほか、学校の安全管理対策として来訪者確認のためのインターホンを設置してまいります。

また、子供たちの虫歯予防の推進のため、小学校に重点モデル校を選定し、歯ブラシ保管庫を設置してまいります。

教職員住宅につきましては、住環境の改善を図るため、住宅補修、設備等の更新を図るほか、下水道排水設備の整備を進めてまいります。

幼児教育につきましては、私立幼稚園の就園児保護者に対する所得に応じた一部助成と幼稚園の運営費補助についても継続してまいります。

第2は、社会教育の推進についてであります。

科学技術の進歩や情報化、国際化、高齢化の飛躍的な進展は、生活環境の急激な変化をもたらし、住民の価値観も物質的豊かさから、心の豊かさやゆとりを求める方向へと変化してきております。これらの変化に対応するためには、生涯学習の充実を目指した社会教育の振興が求められ、それぞれのライフステージに応じた多様化・高度化した学習ニーズにこたえていかなければなりません。

今、子供を取り巻く教育環境は危機的な状況にあり、既に家庭教育や学校教育の限界を超えているとの指摘があります。青少年の健全な成長は地域社会の願いであり、人間形成の基盤が家庭にあることを考えると、家庭の教育力を高める施策の充実が求められます。このため、昨年度実施しました家庭教育のあり方に関する講座を引き続き実施するほか、「あいさつ・声かけ運動」を継続して推進し、学校・家庭・地域が一体となった青少年の環境づくりを進めてまいります。

また、地域での体験活動が子供たちの「生きる力」をはぐくむ重要なかぎとされています。道立厚岸少年自然の家や情報館、海事記念館などの社会教育施設の利活用を図ってまいります。

このほか、小・中学生を対象とする各種社会教育事業を可能な限り土曜日に開催したり、情報提供として「生涯学習カレンダー」を発行し、事業への参加を奨励してまいります。

本年度の友好都市、山形県村山市との「子ども交流」につきましては、村山市の高学年児童が来町して自然体験交流を実施することになっており、町内の子供たちと深いきずなを築けるよう取り組んでまいります。

男女共同参画社会を目指す取り組みにつきましては、リーダーの養成や学習機会の拡充によって、女性の社会参加意識の向上を図り、具体的な行動計画となる男女共同参画プランの策定を目指します。また、本年度で設立50周年を迎える厚岸町女性団体連絡協議会の記念行事に対し、積極的に支援してまいります。

芸術・文化の振興につきましては、町民文化祭の開催など、芸術文化活動への参

加・鑑賞機会の拡充を図るとともに、文化団体と連携して各種サークルの育成と支援に努めてまいります。

本の森情報館では、絵本を通して赤ちゃんと保護者が温かく楽しい時間をつくり、親子のきずなが一層深まることを願い、新たにブックスタート事業に取り組みます。子育てを支援するため、保健福祉総合センターで実施される赤ちゃん相談の参加者に対し、情報館職員や保健師・ボランティアが協働で「赤ちゃん絵本を開く時間の喜びや大切さ」などのメッセージを直接伝えながら、絵本の入った「ブックスタートパック」を配布いたします。

また、子供たち全般へのサービスにつきましても、学校や地域との連携をさらに深めながら、「読み聞かせ」や「おはなし会」を開催し、子供たちと本の出会いを積極的に創出していくよう努めてまいります。

文化財の保護につきましては、先人の残した貴重な歴史的遺産に対する理解を深めるとともに、私たちの誇りとして次の世代に伝えていくという重要な使命があります。このため、既存施設の郷土館、海事記念館、太田屯田開拓記念館の郷土資料の整理、整頓、保管に努めるほか、三館の内部設備の充実を図るとともに、各館の相互補完・連携による特別展を開催して、文化財保護意識の高揚と普及に努めてまいります。

特に、海事記念館につきましては、平成15年度に姉妹都市クラレンスコーナーの充実を図るとともに、友好都市村山市コーナーとアッケシソウコーナーを新設し、広く町民に公開してきましたが、本年度もさらなる充実を図ってまいります。

国指定の史跡「国泰寺」につきましては、保存整備基本計画報告書をもとに、地域の研究者等で委員会を設置し、保存整備に向けた研究に取り組んでまいります。また、「蝦夷三官寺国泰寺」が設置 200年を迎えるに当たり、記念事業として三官寺資料の特別展や講演会などを開催してまいります。

さらに、国指定重要文化財「正行寺本堂」と道指定有形文化財「太田屯田兵屋」の防火、保全に引き続き努めるとともに、町指定無形文化財「厚岸かぐら」の伝承支援校における活動の促進を図ってまいります。

史跡・天然記念物につきましては、埋蔵文化財包蔵地内の開発行為等による破壊防止のための巡視の実施や、包蔵地一覧の改訂等、その保全と活用に努めてまいります。

また、厚岸湖周辺におけるアッケシソウの学術的総合調査報告書が刊行されたことをもとに、具体的な保護・保全対策を検討するとともに、地域住民や町外の方々が身近に見られる栽培地の選定を検討してまいります。

第3は、スポーツの振興についてであります。

町民が生涯にわたって、健康で明るく豊かで生きがいのある生活を営む上で、スポーツの担う役割は極めて大きいものがあります。余暇を過ごす時間の増大や少子・高齢化社会を迎えるに当たり、すべての人々が生涯の各時期にわたって年齢や体力、目的に応じてスポーツを楽しむ地域スポーツ環境の整備充実が求められております。本年度は、厚岸町B&G海洋センターの大規模改修を実施するとともに、現有体育施設の一層の有効活用を図ってまいります。

また、本町で開催されるB&Gスポーツ大会北海道大会を初め、各種スポーツ団体の大会・教室の開催におきましても、体育指導員や厚岸町体育協会、スポーツ団体等との連携・協力を密にし、スポーツの普及・振興に努めてまいります。

さらに、スポーツは青少年の健全育成に大きな役割を果たしていることから、本年度におきましてもスポーツ少年団などへの支援・指導者の育成に努めてまいります。

以上、平成16年度の教育行政の執行に関する方針を申し述べましたが、教育委員会といたしましては、町民の皆様の負託にこたえるため、町を初め学校、関係機関と密接な連携を図りながら、本町の教育・文化の振興に最善の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 以上で、町政執行方針並びに教育行政執行方針の説明を終わります。

議長 日程第8、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思っております。

議長 日程第9、請願第1号 平成16年度酪農畜産政策・価格対策の確立に関する請願書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議長 紹介議員であります安達議員より説明を求められておりますので、これを許します。

2 番 2 番、安達議員。

2 番 ただいま事務局からこの請願の理由につきまして朗読していただいた内容に尽きるわけではありますが、あえてつけ加えさせていただくとするならば、特に我が地域における酪農は、冷涼な気候と特殊土壌の厳しい自然条件の中で、生産基盤の充実に努め、経営規模の拡大や近代化を進め、生産性と品質の向上に取り組んでまいったわけであります。

しかしながら、農産物もグローバルな社会の中で、WTO農業交渉やFTA交渉により、極めて厳しい状況下に置かれております。

また、本年11月から適用される家畜排せつ物管理法に備えた畜産環境対策やBSEの感染原因などの究明に向けた死亡牛全頭検査の推進を図るとともに、自給飼料に立脚した酪農畜産経営の展開を図りつつ、生産の基盤をより確かなものとしていく必要があると思うわけでございます。

我が町の基幹産業として、大きな役割を果たしております酪農業の持続的な発展と生産者の経営安定のために、どうか議員各位のご理解を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。請願理由の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 お諮りいたします。

本請願については、急を要するため、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、委員会付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本請願を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

議 長

日程第10、陳情第1号 厚岸町漁村環境改善総合センター管理人継続設置並びに報酬に関する陳情書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長

職員の朗読(朗読内容省略)

議 長

これより質疑を行います。

1番、室崎議員。

1 番

請願ですと、紹介議員にいろいろと請願者の意図や、そういうことをただすこともできるのですが、今回は陳情ですので、理事者にこの事実関係について二、三お聞きしたいので、よろしくお願ひいたします。

まず1つは、この厚岸町漁村環境改善総合センターの管理人の仕事の内容なんですが、現状今まではどういう内容の仕事をお願いしてきたのか。それで、来年度からということになると思うのですが、その仕事の内容は変わるのか。変わるとすれば、どういう内容でお願いするのか、その点についてお聞かせをいただきたい。

その次に、この文章を読みますと、若干の減額にとどまらず、常識を超えた範囲で大幅に削られていると、その報酬がですね。それで、月額2万円を提示されているというような書き方をされているのですが、事実関係はどうなんでしょうか。現状は、幾らでお願いしていて、これからは幾らにするのか、ここではもう2万円と書いていますが、どうなんでしょうか。

次に、このようなことではなり手がないと聞き及んでいるというようなふう陳情の中には書かれておりますが、理事者側ではその点をどのように考えておりますか。

最期に、弱者切り捨てではなく、町民の目線に立って再考をいただきたいという書き方をされているんです。そうすると、今回のこの措置について弱者切り捨てであり、町民の目線に立たない行政を行っているというふう陳情者は評価している

というふうにも読めるのですが、この点については理事者の方のお考えはどうなん  
でしょうか。

この4点についてお聞きしたいです。

議 長  
町 長

町長。

私からは、行政姿勢に関しての後半の部分について答弁をいたします。あと、仕  
事内容等につきましては、担当課長から答弁をさせます。

ただいまご指摘がございました陳情の後文の文であります、「弱者切り捨て」、  
若狭町政はそういう姿勢を持っておりません。公正な行政の推進、町民一人一人が  
どこにしても、また公共施設を利用するに当たっても、公正で公平な行政を推  
進をいたしておると私はその姿勢を貫いております。その点についてはご理解をい  
ただきたいと存じます。

議 長  
水産課長

水産課長。

ただいまご質問を受けました漁村環境総合センター、(通称) 奔渡の漁村センタ  
ーでありますけれども、昭和52年、湖南地区の漁業者などの社会的、経済的、それ  
から文化的生活の向上と相互の研さんを図ることを目的といたしまして建設された  
ものでありまして、厚岸町が管理運営している施設であります。

お尋ねの仕事の内容でありますけれども、現在、管理人を1名配置してございま  
すけれども、その業務の内容につきましては建物等の保全、これは清掃も含みます  
けれども。それから、使用の都度、センターのかぎの開閉と火の元の確認。さら  
には、施設使用の申請関係等の書類の整理でございます。

それから、報酬の関係の2万円という数字でございますけれども、予算上は平成  
15年まで常勤での管理体制であったということで、賃金において賃金という項目で  
予算を執行させていただいております。平成16年度からは、管理人の常駐は行わ  
ないということで、使用時のみ施設のかぎの受け渡しということで、集会所同様の  
管理体制に移行したいということから、報酬での予算計上となったところでありま  
す。

それから、賃金でございます。現行でございますけれども、賃金で予算を計上さ  
せていただいておりますので、1日日額として3,560円、勤務時間は午後5時から  
9時までということで、昨年の当初予算で賃金として109万3,000円を計上させて  
いただいております。

それからあと、管理人の募集の関係、なり手の関係でございます。これにつきましては、現在3月号の広報「あっけし」にて、管理人を公募している状況であります。現在、あさつての3月12日まで公募期間中でございますけれども、その推移を見守っている状況であります。問い合わせについては、数件ほど問い合わせが今ございます。

以上でございます。

議 長  
1 番

1 番。

ちょっと答弁の中に漏れがあるのではないかと思いますけれども、2回目でもって問いただきますから。

まず、町長なんですが、私の聞いているのは、ここでこういうことが書かれていることに対してどうですかと言っているんですよ、私が今評価しているわけではありませんから。それで、若狭町政全般について、ここでも言っているのではないと思うんですよ。

要するに、今回センターの管理人に対してこういうことをやる、この行為が弱者切り捨てであり、町民の目線に立っていないのではないかというふうに、この陳情を書いた人たちは思っているのではないかと。だから、こんな文書が出てくるのではないかと思うんですよ。それで、いやいやそうじゃないんだということについて、この問題について具体的にお答えいただければ、町長の考えを言えばいいわけであって、若狭町政全体の話に及んでしまうと、ちょっとこれとは違うのではないかと思いますので、その点は誤解のないようお願いしたいんです。

それで、今の答弁の中から、そのヒントは多少私の方ではあるのだけれども、それは他の施設と同様にしていきたいというような理事者の考え方なんです。その点について、もし同様にするというのであれば、なぜなのかというところ、違わないんだというところをきちんとお答えいただければ、この最後の町長の答弁についての答えになるのではないかと思いますので、何か答弁を誘導するような質問をしてはいけませんから、余り言いませんけれども。

それから、今の内容で、まず仕事の内容なんですが、現在は建物の保全、使用の都度のセンターのかぎの受け渡し、管理、それから火の元についての管理、そしてこういう使用やいろいろな状況を含めての、この館に関する書類の整備というのが仕事であったと。今後も、この内容については変わらないということなんです、

その点確認します。

それから、現状では賃金として年で 109万 3,000円というのが予算計上されておったということです。それで、これが今度は月 2万円程度というふうに、報酬に変わりますというところで書かれて、報酬に変わりますということなんでしょう。それで、陳情者の方では月 2万円程度ということになりますと、単純計算すると24万円程度ということになるわけです。という点についてどうなのかという金額の説明がなかったの、その点についてはお示しをいただきたいということです。

それから、なり手が無いというのは、陳情者はそういうふうに非常に心配していますが、理事者としては問い合わせも既に何件もあるし、なり手が無いなどということはないんだというふうに評価しているわけですね、その点について確認をいたします。

議 長 町長。

町 長 私からは、先ほどと同じく、「弱者」についてのご答弁をいたし、その他は担当課長から答弁をさせます。

「弱者切り捨て」という言葉については、私はどういう意味なのか、この陳情の内容としては理解しかねます。やはり皆さんは、文化活動、スポーツ活動を通じて、または生涯学習の一端として活用しているという立場の方。ただ管理者としての立場の方を指して言っているのか、この文書としてはちょっと理解できないのですが、先ほどお話ししましたが、陳情者から見れば弱者切り捨てではないかと言われますが、私はそういう気持ちはございませんので、どうかその点についてはご理解をいただきたいと存じます。

議 長 水産課長。

水産課長 それでは、経緯につきまして若干ご説明させていただきたいと思います。

このセンターにつきましては、厳しい財政事情の中、行財政改革の一環としまして、ただ単に経費の削減ということではなく、もともと持っておりますこの地域のコミュニティーの場ということにして、地域の人に今まで以上に活用をしていただくということで、集会所と同様の管理体制にできないかということで、昨年より検討をしております。

地域の活動の場として、効率的な運用をするために、現行の夜間1名の常勤での管理体制を見直して、基本的に管理人の常駐は行わないという基本的な考えのもと

に、管理体制を自治会の方に委託できないかどうか、それを奔渡南自治会の方に協議を行ってまいりました。

ただ、南自治会の方では、地区だけの集会所だと検討の余地はあるんだけど、施設の規模が大きいと。さらには、利用の範囲が非常に広範囲だと。さらに、利用頻度が高いということで、自治会での対応は難しいということでありましたので、それに伴って理解が得られなかったという判断が1つと。

それから、現行の今までの利用者から理解を得るには、若干時間がかかるのではないかというふうに判断をいたしまして、今回公募での管理人の募集ということになったところであります。

次に、公募の関係でございますけれども、先ほど推移を見守りたいということでお話をさせていただきましたが、今月12日までは公募の期間でありますけれども、仮に応募がなかった場合どうするのかということですが、4月まで若干時間がございますので、再度新聞での掲載の募集を考えてございます。

それから、次に2万円の根拠でありますけれども、類似施設であります尾幌の農業研修センターがございますが、それに合わせた方式をとらせていただいたと、金額も同額で月額2万円ということでございますので、その報酬金額に合わせていただいたと、こんなことでご理解いただきたいと思います。

議 長  
1 2 番

12番、谷口議員。

今、室崎議員の方からも質問ありましたけれども、今回この施設が条例改正によって、こういう体制になっていくということなんですけれども、この施設のそもそもの成り立ちがこういう体制を今まで維持してきたというふうに思うんですよ。床潭にも漁村センターがあるんですけれども、奔渡の場合は特別な、当時こういう施設が少なかったというのも、当然こういう体制をつくってきた原因だったのではないのかなというふうに思うのですけれども。

今度は、この管理体制なんですけれども、もう少し具体的に説明をしていただきたいのですけれども、使用の申請はどういう方法で行われるのか。今までは、管理人が常駐していましたよね、そこで申請を受けていたんですけれども、今後はどういう方法で申請の手続をしていくのか。

それから、先ほど何かかぎを渡すというような話もありましたけれども、この施設の保全管理、こういうものはだれが責任を負うのか。かぎを何か使用した人に渡

して、終わったら返してもらおうというようなことで、それは管理人と言えるのかなというふうに思うんですけども、そういう方法でいくのか、その辺はどうなっているのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

それから、先ほど類似施設の尾幌の農業研修センターの話が出されておりましたけれども、尾幌の研修センターの管理人の仕事は何なのか。それから、管理人は今どういうふうにやっていて管理をしているのか。それから、申請だとか、その手続はだれがやっているのか、どういう方法になっているのか、それについて説明をしていただきたいというふうに、まず思います。

議 長  
水産課長

水産課長。

まず、管理人の申請の受け付けの関係でありますけれども、現行は日中につきましては現在のところ、平成15年中は水産課の方で受け付けをしてございます。それから、5時以降、閉館になります9時までについては、現在常駐してございますので、申請関係についてはそこで受け付けをするということであります。

かぎでありますけれども、かぎにつきましては、水産課の方で日中はかぎを1つ保管してございますので、利用される方はうちの方に来ていただいてかぎを持っていくということと、それから夜間については当然常駐してございますので、夜間につきましてはそういったかぎの受け渡し行為はないということであります。

次に、申請でありますけれども、今度、平成16年度からはどうなるのかということとありますけれども、原則的に管理人の方で電話での受け付けとなります。それから、もちろん町の水産課でも受け付けをするということとあります。

かぎはどうなるのかということとありますが、今度かぎの受け渡しということになって、この方式は現在の集会所でも同じ方式をとってございますけれども、それはあくまでも近くにその管理人さんがいるということが本来一番いいわけでありまして、その管理人さんが今度住まわれるところ、これについても今後いろいろ、近くの方が管理人であればと、そういうことを期待してございます。

以上でございます。

議 長  
農政課長

農政課長。

尾幌の農業研修センターの管理人の仕事の内容でございますが、かぎの開け閉め、それから施設の清掃、それから火の元の取り締まりとか、そういう形で、あの方はあそこへ住み込みで入っているわけでありまして、それで、申請関係につきまし

ては、鉏路太田農協に管理委託をさせていただいております。

以上でございます。

議 長

12番。

1 2 番

今、質問をいろいろして聞いていると、やはり類似施設とはいいいながらも、非常にこうまだまだ検討の余地があるのではないかなというふうに思いますので、その辺の判断についてお諮りをお願いしたいというふうに私は思います。

議 長

実はですね、議会運営委員会では、委員会付託をして、内容について審査するよ  
うにということになっております。そういうことなので、委員会付託をして、なお  
深く審査をしていきたいと、このように考えておりますが、どうでしょう。

9番、松岡議員。

9 番

議事進行について。

ここで、資料の要求をいたします。

この後、どこかの委員会に付託になるのではなかろうかと思えますけれども、や  
はり議員全員がですね、3年前くらいからの、この漁村センターがどの程度使われ  
ているか、そういうことを十分承知したいと思えます。そういうことで、資料の要  
求をいたします。

議 長

暫時休憩いたします。

休憩時刻 11時57分

議 長

再開いたします。

再開時刻 11時57分

9番さんの資料につきましては、午後から資料を配付いたすようにいたします。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本陳情は総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思えますが、こ  
れにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本陳情については総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にするこ  
とに決定いたしました。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

休憩時刻 11時58分

議 長 本会議を再開いたします。 再開時刻 13時00分

議 長 日程第11、選挙第1号 厚岸町選挙管理委員会の委員の選挙を行います。  
職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議 長 お諮りいたします。

委員の選挙については、厚岸町議会議会運用内規40によりますと、指名推選により行うことを例とするとなっておりますが、そのように取り進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

したがって、指名推選により進めます。

次に、指名推選の方法についてお諮りいたします。

どのようにしたらよろしいでしょうか。

4番、小澤議員。

4 番 議長の指名により決していただきたいと思います。

議 長 ただいま議長指名の声がありました、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

したがって、議長として選挙の方法を議長指名による指名推選で進めてまいりたいと思います。

ここでお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩時刻 13時03分

議 長

再開いたします。

再開時刻 13時05分

選挙管理委員会委員には、吉田茂氏、五味拓二氏、一戸智子さん、宮部サチ子さん、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員会の委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました吉田茂氏、五味拓二氏、一戸智子さん、宮部サチ子さん、以上4名の方が選挙管理委員会の委員に当選されました。

なお、当選承諾書等の手続は即時いたしたいと思えます。

議 長

日程第12、選挙第2号 厚岸町選挙管理委員会委員の補充員の選挙を行います。

職員の朗読を行います。

議事係長

職員の朗読(朗読内容省略)

議 長

お諮りいたします。

補充員の選挙については、厚岸町議会議会運用内規40によりますと、指名推選により行うことを例とするとなっておりますが、そのように取り進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、指名推選により進めます。

次に、指名推選の方法についてお諮りいたします。

どのようにしたらよろしいでしょうか。

4 番、小澤議員。

4 議 長 議長の指名により決していただきたいと思います。

議 長 ただいま議長指名の声がありました、これにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

したがって、議長として選挙の方法を議長指名による指名推選で進めてまいりたいと思います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第 1 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会の補充員には、木村吉男氏、久保田厚氏、松浦暢道氏、市川淳一氏、以上の 4 名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました 4 名の方を選挙管理委員会の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました木村吉男氏、久保田厚氏、松浦暢道氏、市川淳一氏、以上 4 名の方が選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

なお、当選承諾書等の手続は即時いたしたいと思います。

議 長

次に、日程第13、議案第36号 厚岸町総合体育館建設基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育委員会体育振興課長。

体育振興  
課 長

ただいま上程いただきました議案第36号 厚岸町総合体育館建設基金条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

厚岸町総合体育館建設基金につきましては、当町に多様なスポーツ活動ができる体育施設がなく、スポーツ施設の整備を推進する中で、昭和51年に町民からの寄附100万円を受けたことをきっかけとしまして、当該条例の制定により設置されたものであります。これまで、町民スポーツ関係者から浄財をいただいたところでございます。

なお、基金条例が設けられました後に、昭和53年12月に勤労者体育センター、昭和54年11月にB & G海洋センターの体育施設を整備したところでございますが、近年余暇時代の増大や健康増進への関心が極めて高い中で、広域的なスポーツ施設として多様なスポーツ活動に対応できる、その中心となる総合体育館の建設を地区住民や体育関係者から望まれていたところでもありますが、しかし近年の急激な財政の悪化により、総合体育館の建設が困難な状況にあるわけでございます。当該基金の全額を取り崩した上、平成16年度に開始を計画している町の唯一の体育施設でございますB & G海洋センターを整備するための工事費用に充当いたしたく、このたび厚岸町総合体育館建設基金条例を廃止しようとするものでございます。

なお、基金の額は平成14年度末でございますけれども、718万 3,974円でございます。

附則でございますが、この条例は平成16年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議をいただきまして、ご承認を

議 長	賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これより質疑を行います。
	(「なし」の声あり)
議 長	なければ質疑を終わります。
	お諮りいたします。
	討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、本案は原案のとおり決しました。
議 長	日程第14、議案第37号 厚岸町きのご菌床センター事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。
行 財 政 課 長	職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
	ただいま上程いただきました議案第37号 厚岸町きのご菌床センター事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、その提案理由を説明いたします。
	厚岸町きのご菌床センター事業特別会計につきましては、菌床売り払い収入と運営経費を明確にし、経理の適正を図るため、地方自治法第 209条第 2 項の規定により、一般会計から分離をいたしまして、議会の意向を尊重し、設置して5回の決算を行い、会計の収支を明らかにしてきたところであります。
	平成14年度からは、財務会計システムの導入によりまして、事業別予算の編成が行われ、きのご事業会計運営経費につきましても明確にできること、さらには事業自体も軌道に乗り、独立採算についての理解が得られていることにより、一般会計に帰属させるべく、廃止をするものでございます。
	なお、この会計につきましてのきのご菌床の売上が 5,000万円を超えておりまして、平成16年4月1日からの消費税法の改正によりまして、従来恩恵を受けておりました簡易課税から本則課税に変わることによる消費税納付額が約 1.5倍になることも勘案しての判断でございます。
	議案書の45ページをお開きください。
	厚岸町きのご菌床センター事業特別会計条例を廃止する条例。
	厚岸町きのご菌床センター事業特別会計条例（平成10年厚岸町条例第 2 号）は、

廃止する。

附則といたしまして、施行期日であります。この条例は平成16年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、平成15年度特別会計予算執行に対します5月31日までの出納閉鎖出納整理期間に対応するために、この経過措置を設けておまして、この条例の施行の際、現に執行されている予算の取扱いについては、平成16年5月31日までの間、なお従前の例によるものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、趣旨をご理解の上、よろしくご審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。  
ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第15、議案第6号 平成16年度厚岸町一般会計予算から、議案第14号 平成16年度厚岸町病院事業会計予算まで、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

行 財 政 課 長 それでは、ただいまより上程をさせていただきました議案のうち、議案第6号から議案第12号まで、私の方から説明をさせていただきます。

皆様のお手元に配付しております平成16年度厚岸町各会計予算書に沿って、また同時に配付しております一般会計予算資料の内容を交えながら、説明をさせていただきます。

なお、平成14年度導入の財務会計システムによりまして、一般会計の歳入歳出経費、事務事業別に細分化をしまして、予算執行担当所管、財源の明示をそれぞれい

たしまして、目を構成する事務事業の内容とコストがわかりやすくしておりますし、議案書と説明書も1冊にさせていただいております。

それでは、1ページをお開き願います。

議案第6号 平成16年度厚岸町一般会計予算であります。

平成16年度厚岸町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

#### 第1条 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億 5,479万 7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとさせていただきます。

次のページをお開き願います。歳入であります。

さらに、4ページをお開き願います。歳出でございます。

これらの説明を前年度と比較いたしまして、また歳出につきましては、性質別についても内容を説明させていただきます。

別冊の平成16年度一般会計予算資料1ページを、まずごらんいただきたいというふうに思います。資料の方でございます。

一般会計歳入歳出予算ですが、この資料で全体の計数的な説明をいたします。

まず、歳入であります。

1 款町税、本年度予算額10億 4,200万 9,000円、前年度比較 181万 9,000円の減で、増減率は0.2の減、全体を100とした構成比は12%であります。町民税、個人・法人合わせて1,462万 5,000円の減になっておりますけれども、固定資産税 828万 2,000円の増、たばこ税 311万 3,000円の増、都市計画税 112万 4,000円の増が主なものでございます。

2 款地方譲与税、本年度1億 4,679万 5,000円、前年度比較 2,552万円の増、率にして21%の増でございます。所得譲与税の創設によりまして2,058万 9,000円の増、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、それぞれ地方財政計画の率、前年度交付実績を勘案しての計上でございます。

3 款利子割交付金、本年度予算額 946万 6,000円、前年度比較 300万 3,000円の増、率にして46.5%の増でございます。これにつきましても地方財政計画の率及び前年度交付実績を勘案しての増額であります。

4 款配当割交付金、本年度予算額 237万 8,000円、5 款株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額 138万 8,000円、これは新たに道民税の配当割、株式等譲渡所得割が市町村に係る個人の道民税の額に案分して交付されることになったものでございます。交付金の創設に伴う皆増でございます。

6 款地方消費税交付金、本年度予算額 1 億 2,642万 7,000円、前年度比較 3,376 万円の増、率にして36.4%の増でございます。消費税の課税売上高、簡易課税適用売上高の引き下げなどによる増、地方財政計画の率、前年度交付実績を勘案して見込んだものでございます。

7 款ゴルフ場利用税交付金、本年度予算額 671万 3,000円、前年度比較48万 5,000 円の増で、前年度実績を勘案しての計上でございます。

8 款自動車取得税交付金、本年度予算額 4,081万 7,000円、前年度比較51万 4,000 円の減でございます、これにつきましても地方財政計画の率、前年度実績を勘案して見込みとしたものでございます。

9 款国有提供施設等所在市町村交付金、本年度予算額 1,323万 2,000円、前年度交付実績による計上でございます。

10 款地方特例交付金、本年度予算額 4,057万 8,000円、前年度比較 131万円の増でございます。これにつきましても、地方財政計画の率並びに前年度実績を勘案して見込んだものでございます。

11 款地方交付税、本年度予算額36億 6,779万 7,000円、前年度比較 2 億 2,137万 9,000 円の減、率にして 5.7%の減、構成比は42.3%を占めるものでございます。とりわけ、普通交付税は前年度当初比 2 億 6,748万 4,000円の減額、前年度実績比では 3 億 2,584万 3,000円、率にして 9%の減額と相なります。このことが今回の予算編成に大きな影響を与えております。

なお、特別交付税につきましては、交付見込み額の85%を当初予算として計上しております。

12 款交通安全対策特別交付金、本年度予算額 267万円、前年度比較10万 7,000円の増で、ほぼ前年度並みの計上です。

13 款分担金及び負担金、本年度予算額 7,255万 9,000円、前年度比較 1,081万 9,000 円の減、率にして13%の減でございます。これにつきましては、農業での道営担い手育成草地整備改良事業受益者負担の減が主な内容でございます。

14款使用料及び手数料、本年度予算額4億1,517万5,000円、前年度比較145万3,000円の増、率にして0.4%の増、構成比は4.8%であります。これは、主に牧場使用料の増でございます。

15款国庫支出金、本年度予算額6億8,433万7,000円、前年度比較4億4,836万2,000円の減、率にして39.6%減、構成比は7.9%でございます。別寒辺牛川水系砂防ダム建設委託金3億928万2,000円の減、トライベツ道路改良舗装事業2,644万4,000円の減、町営住宅建設補助金1億3,245万1,000円の減、保育所運営費負担金2,927万円の減及び、ごみ最終処分場建設補助金6,033万8,000円の増が主なものでございます。

16款道支出金、本年度予算額4億214万5,000円、前年度比較808万円の増、率にして2.1%の増、構成比は4.6%であります。主に、15款国庫支出金と同じく、民生費道負担金1,463万4,000円の減、新山村振興特別対策補助金3,000万円、森林整備地域活動支援交付金600万円の増などであります。

17款財産収入、本年度予算額1億2,318万8,000円、前年度比較7,101万5,000円の増、率にして136.1%の増、特別会計から一般会計に移行いたしましたシイタケ菌床売り払い代6,470万9,000円、森林組合出資返還金400万円、受領草類売り払い代441万円の増が主なものでございます。

18款寄附金、本年度予算額1万円、前年度比較、増減率ともゼロであります。

19款繰入金、本年度予算額8億218万6,000円、前年度比較1億629万5,000円の減、率にして11.7%の減、構成比9.3%であります。内訳として、財政調整基金2億5,000万円、減債基金3億円、地域づくり推進基金2億1,500万円、老人福祉基金3,000万円、総合体育館建設基金718万6,000円となっております。

20款繰越金、本年度予算額500万円、前年度比較、増減率ともゼロであります。

21款緒収入、本年度予算額1億522万7,000円、前年度比較2,006万8,000円の増、率にして23.6%の増でございます。主に、海洋センター体育館改修助成金1,190万円、漁業振興対策費1,500万円の増、畜産基盤再編総合整備受託事業収入、これにつきましては521万6,000円の減などあります。

22款町債、本年度予算額9億4,470万円、前年度比較3,040万円の増でありまして、率にして3.3%の増、構成比は10.9%であります。平成7年、8年に発行いたしました減税補てん債1億7,130万円の一括償還の年に当たりますが、償還財源の

余裕がなく、借りかえによる増と普通交付税から振り替わります臨時財政対策債 1 億 5,680万円の減が顕著なものでありますが、その他の事業実施における一般起債は、実質 3 億 9,300万円の発行となっております。

総額でございます。本年度予算額86億 5,479万 7,000円、前年度比較 5 億 9,181万 3,000の減で、増減率 6.4%の減になります。

歳入総体といたしまして、大まかに抽出いたしますと、比較欄、増減率欄をごらんになっていただきたいと存じますけれども、15款国庫支出金の委託事業の別寒辺牛川水系砂防ダム事業、公営住宅宮園団地の予算の減がほとんどでございます、11款地方交付税並びに22款町債、臨時財政対策債の減による収入不足を19款繰入金、財政調整基金、減債基金、地域づくり推進基金、老人福祉基金、この4基金で7億9,500万円の取り崩しを行いまして、収支の均衡を図ったものであります。

続きまして、2ページをお開き願います。

歳出を説明いたします。

歳出、これにつきましては目的別、つまり款別の増減一覧でございます。

1 款議会費、本年度予算額 7,718万 6,000円、前年度予算額 8,750万 4,000円、前年度比較 1,031万 8,000円の減、増減率11.8%の減、構成比 0.9%であります。議員定数及び道外視察の減によるものでございます。

2 款総務費、本年度予算額 2 億 2,277万2,000円、前年度比較 1 億 6,825万6,000円の減、増減率43%の減で、とりわけ地域づくり推進基金の積み立て 1 億 3,148万 1,000 円の減、道知事・道議会議員選挙費、町議会議員選挙費 1,226万 9,000円の減、総合行政ネットワーク整備終了によります、さらにコンピュータシステムの更新時期見直しによる 1,441万 8,000円の減が主なものでございます。

3 款民生費、本年度予算額 8 億 7,046万 4,000円、前年度比較 5,291万 4,000円の減、増減率 5.7%の減でございます、増減内訳として国保、老人保健、介護保険、介護サービス会計への繰出金 5,670万円の減、保育所関係経費 811万 4,000円の減、心身・知的障害支援費関係 546万 1,000円の、これについては増でございます。さらに、児童手当年齢拡大による 1,566万円の増などであります。

4 款衛生費、本年度予算額 9 億 562万 5,000円、前年度比較 1 億 8,993万 8,000円の増、増減率26.5%の増、増減内訳といたしまして最終処分場建設 2 億 3,019万 4,000 円の増、し尿処理運転民間委託に伴います 1,600万円の増、水道事業会計補

助金、簡易水道会計繰出金 2,636万 7,000円、これにつきましては減となっております。さらに環境保全基金の積立金といたしまして 2,000万円の減などがございます。

5款農林水産業費、本年度予算額10億 599万 9,000円、前年度比較1億 6,035万 2,000 円の増、増減率19%でございます。主なものといたしまして（仮称）酪農支援センター建設支援 4,282万 2,000円の増、矢白別演習場周辺農業機械購入 3,539 万 3,000円の増、きのこ菌床センター特別会計から一般会計の移行によりまして 5,840万 8,000円の増、カキ中間施設設置 6,000万円の増、逆に減といたしまして厚岸東部地区畜産基盤整備 1,110万 7,000円の減、担い手育成草地整備事業といたしまして 1,377万 5,000円の減などがあります。

6款商工費、本年度予算額 6,251万円、前年度比較 886万 5,000円の減、増減率12.4%の減でございます。主なものといたしましては、味覚ターミナル外壁改修の終了に伴いまして 367万 5,000円の減、子野日公園及び野営場管理見直しに伴います 284万 3,000円の減などがございます。

7款土木費、本年度予算額8億 2,328万 7,000円、前年度比較7億 8,355万 8,000 円の減、増減率48.8%の減でございます。主なものといたしまして、別寒辺牛川水系砂防ダム施設3億 928万 2,000円の減、トライベツ道路改良舗装 3,526万円の減、公営住宅宮園団地建設2億 9,636万 3,000円の減と下水道会計繰出金 1,039 万 9,000円の増などがございます。

8款消防費、本年度予算額3億 3,733万 7,000円、前年度比較 1,342万 6,000円の減、増減率 3.8%の減でございます。消防広報指令車購入 351万 3,000円の増でございますけれども、常備消防費 1,608万 4,000円の減が主なものでございます。

9款教育費、本年度予算額4億 5,338万 9,000円、前年度比較 2,510万 9,000円の減、増減率 5.2%の減でございます。主に真龍小学校基本設計 1,740万円の増、B&G海洋センター大規模改修 5,000万円の増、真龍中学校屋上改修 2,100万円の増、逆に減といたしまして太田小学校グラウンド整備 2,225万 4,000円の減、厚岸小学校外壁改修 2,300万円の減、スクールバス購入 1,637万 7,000円の減、真龍小学校耐力度調査 1,400万円の減などがございます。

11款公債費、本年度予算額18億 4,667万 5,000円、前年度比較1億 3,085万 9,000 円の増、増減率 7.6%の増でございます。この内訳といたしまして元金15

億 814万 7,000円、対前年度比較といたしまして1億 7,823万 6,000円の増、利子  
が一時借入金を含めまして3億 3,842万 5,000円、前年度比較 4,737万 8,000円の  
減となるものであります。

12款給与費、本年度予算額20億 4,255万 3,000円、前年度比較 1,051万 6,000円  
の減、増減率 0.5%の減で、15年度人事院勧告に沿ったそれぞれの減額と一般会計  
全体で職員数 214名から 213名の1名の減、並びに嘱託職員33名から34名の1名の  
増及び定期昇給の増が主なものでございます。

13款予備費、本年度予算額 700万円、前年度比較、増減率ゼロであります。

総体といたしまして、本年度予算額86億 5,479万 7,000円、前年度予算額92億  
4,661 万円、比較といたしまして5億 9,181万 3,000円の減、増減率 6.4%の減で  
ございます。

ここでは、あくまでも概括的な増減要因を中心に説明させていただきました。な  
お、個々の事業、事務の説明につきましては、後ほど予算に関する説明書の事項別  
明細により説明をさせていただきます。

続きまして、3ページ、次のページですけれども、ごらんください。

次の歳出でございます。性質別での内容でございます。

1、人件費、本年度予算額21億 4,428万 7,000円、前年度比較 1,984万 5,000円  
の減、増減率 0.9%の減で、構成比は24.8%であります。これにつきましては、前  
のページの給与費と同様の要因が主な内容でございます。詳細につきましては、本  
資料6ページ、人件費資料、予算に関する説明書の給与費明細書をごらん願いたい  
と存じます。

2、物品費、本年度予算額12億 265万 2,000円、前年度比較 2,808万 2,000円の  
減、増減率 2.3%の減でありまして、構成比は13.9%でございます。減額要因につ  
きましては、行政業務、施設管理、保守点検委託料の5%の削減及び枠配当2%の  
経費節減に伴うものが主な内容でございます。詳細は、本資料7ページから8ペー  
ジをごらん願いたいと存じます。

3、維持補修費、本年度予算額 8,869万 9,000円、前年度比較 1,610万 2,000円  
の減、増減率15.4%の減、構成比1%であります。各施設、枠配当予算に伴います  
減額でございます。

4、扶助費、本年度予算額3億 1,461万 2,000円、前年度比較 2,793万 6,000円

の増、増減率 9.7%の増、構成比は 3.6%であります。児童手当及び乳幼児医療の年齢拡大による増額が主なものでございます。

5、補助費等、本年度予算額 8 億 5,173 万 7,000 円、前年度比較 3,909 万 9,000 円の減、増減率 4.4%の減、構成比は 9.9%であります。これにつきましては、病院、水道、東部消防組合、社協、商工会、各種団体の負担金補助及び交付金などが主なものとして含まれております。法定外負担金46件の廃止及び負担金の縮減、各種団体補助金の昨年を引き続きの 5%の削減を基本に、予算調整をさせていただいているものであります。

維持補修費、扶助費、補助費等につきましては、本資料 9 ページから 11 ページにその内容を添付しておりますので、ご参照ください。

6、普通建設事業、本年度予算額 15 億 367 万 3,000 円、前年度比較 4 億 5,536 万 7,000 円の減、増減率 23.2%の減、構成比は 17.4%であります。前のページでも説明したとおり、別寒辺牛水系砂防ダム関係、公営住宅建設事業を中心とする減がその内容であります。

なお、本資料 12 ページ以降 30 ページまで、これらの投資的経費の事業内容及び財源内訳を記載しておりますので、ご参照ください。

7、公債費、本年度予算額 18 億 4,657 万 2,000 円、前年度比較 1 億 3,085 万 8,000 円の増、増減率 7.6%の増、構成比は 21.3%でございます。前のページで説明したとおりでございます。

8、投資及び出資金、本年度予算額ゼロでございます。これにつきましては、前年度までは上水道の石綿管取りかえ事業出資金がありましたので、今回はございません。

9、繰出金、本年度予算額 6 億 9,516 万 2,000 円、前年度比較 3,863 万円の減、増減率 5.3%の減で、構成比は 8%でございます。内訳は、国保 1 億 8,448 万円、簡水といたしまして 2,430 万 5,000 円、老人保健 7,521 万 2,000 円、下水道 2 億 7,837 万 6,000 円、介護保険 9,565 万 1,000 円、介護サービス事業会計といたしまして 7,576 万 8,000 円でございます。

10、積立金、本年度予算額 40 万 3,000 円、前年度比較 1 億 5,148 万 2,000 円の減、増減率 99.7%の減でございます。これにつきましては、地域づくり推進基金及び環境保全基金積立金、前年度当初ありましたけれども、ございませんので、減額であ

ります。

12、予備費、本年度予算額 700万円で、前年度、増減率ともゼロでございます。

次の4ページでございますけれども、この章の歳出を性質別、目的別にまとめて一覧表としたものでございます。逐一の説明は省かせていただきます。

先ほども概要説明で述べましたとおり、本資料6ページ以降は性質別にそれぞれ資料を添付させていただいておりますし、31ページ以降、釧路東部消防組合の負担金の内訳を添付しておりますので、ご参照を願います。

以上をもちまして、平成16年度予算概要説明を終わり、歳入歳出それぞれの項目別に説明をさせていただきます。

厚岸町各会計予算書、厚い方の冊子でございますけれども、29ページをお開き願いたいと思います。

それでは、29ページ、一般会計歳入から個別に説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも、それぞれ2ページごとの見開きとなっております。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人3 億 7,373万 5,000円、175万 6,000円の減、  
昨年の給与所得の減を見込んだものであります。

2 目法人 8,547万 5,000円、1,286万 9,000円の減、主に水産加工、土木建設法人所得の減によるものでございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税4 億 1,539万 2,000円、758万 7,000円の増、  
主に新築家屋及び農業償却資産の増によるものでございます。

2 項国有資産等所在市町村交付金及び納付金 630万 4,000円、郵政公社所有財産  
への課税による目の変更と増でございます。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税 1,634万 7,000円、71万円の増、購入車両の増  
によるものでございます。

4 項たばこ税、1 目たばこ税1 億32万 8,000円、311万 3,000円の増、消費本数は減  
となっておりますけれども、平成15年度税率改正による増でございます。

次ページをお開きください。

5 項特別土地保有税、1 目特別土地保有税 1,000円の計上、平成15年度の改正に  
よりましての減でございます。

6 項都市計画税、1 目都市計画税 4,442万 7,000円、112万 4,000円の増、新築  
家屋の増によるものでございます。固定資産と同様の内容でございます。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方譲与税 3,194 万 6,000 円、2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税 9,426 万円、いずれも前年度実績及び地方財政計画を勘案して計上いたしました。いわゆる道路特定財源でございます。

3 項所得譲与税、1 目所得譲与税 2,058 万 9,000 円、新たな譲与税としての創設でございます。三位一体改革に伴います国庫補助負担金一般財源化によります税源移譲分でございます。

3 款利子割交付金、1 項 1 目利子割交付金 946 万 6,000 円、預金利子に係ります一律20%の源泉分離課税でございます。前年度実績、地財計画を勘案しての計上でございます。

4 款配当割交付金、1 項 1 目配当割交付金 237 万 8,000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 138 万 8,000 円の計上、新たに道民税に係る配当及び所得割の額が交付されることになります交付金の創設でございます。

6 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金 1 億 2,642 万 7,000 円、消費税 5%のうち 1%相当分の計上でございます。課税売上高の引き下げ等によりまして増額になる予定でございます。地財計画勘案してでの計上でございます。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 671 万 3,000 円、前年度実績額の計上でございます。

8 款自動車取得税交付金、1 項 1 目自動車取得税交付金 4,081 万 7,000 円、前年度実績を勘案し、また地方財政計画を勘案しての計上でございます。

9 款国有提供施設等所在市町村交付金、1 項 1 目国有提供施設等所在市町村交付金 1,323 万 2,000 円、自衛隊基地交付金でございます。前年度交付実績による計上でございます。

次ページをお開きください。

10 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金 4,057 万 8,000 円、平成11年度からの恒久減税の地方影響額に対します財源補填措置でございます。

11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 36 億 6,779 万 7,000 円、2 億 2,137 万 9,000 円の減でございます。普通交付税といたしまして 33 億 819 万 4,000 円、特別交付税といたしまして 3 億 5,960 万 3,000 円の計上でございます。

とりわけ、普通交付税につきましては、前年度実績比 9%の減を見込んでおりま

す。特別交付税につきましては、15年度見込み額から 7.5%の減を見込みまして、その85%を計上してございます。ちなみに、平成15年度の特別交付税の計上額は70%計上でございました。

12款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金 267万円、前年度実績勘案の計上でございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金 470万円、2節児童福祉費負担金 4,882万 6,000円。2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金 154万円。3目農林水産業費負担金、1節農業費負担金 1,749万 3,000円。それぞれ前年度と同じ項目の計上でございまして、とりわけ道営担い手草地整備改良事業負担金の受益者負担金が減額となっております。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節社会福祉使用料88万 6,000円。2節児童福祉使用料 507万 5,000円。3目衛生使用料、1節保健衛生使用料 117万 8,000円。次ページをお開きいただきます。2節環境政策使用料 1,000円の計上。4目農林水産業使用料、1節農業使用料 2億 2,791万 9,000円。2節林業使用料26万 6,000円。3節水産使用料 8万円。5目商工使用料 176万 5,000円。6目土木使用料、1節道路橋梁使用料 445万 3,000円。2節河川使用料26万 4,000円。3節住宅使用料 9,463万 9,000円。7目教育使用料、3節社会教育使用料51万 7,000円。4節保健体育使用料 154万 5,000円。

さらに、2項手数料でございます。1目総務手数料 557万 2,000円。次ページでございます。3目衛生使用料 2,785万 2,000円。4目農林水産業手数料 503万 1,000円。6目土木手数料 115万 3,000円。7目教育費手数料 3,000円。3項証紙収入、1目証紙収入 3,697万 6,000円。内容は、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金 8,968万 7,000円。2節児童福祉費負担金 3,394万 8,000円、これにつきましては児童手当負担金、年齢拡大によります増がございましたけれども、保育所運営費負担金の国庫補助金、一般財源化によります減がこの中で大きく占めてございます。

2目衛生費国庫負担金、記載のとおりでございます。

2項国庫補助金、次ページをお開きください。2目民生費国庫補助金 416万 4,000円。3目衛生費国庫補助金 6,033万 8,000円、これにつきましては一般廃棄

物最終処分場建設事業補助金でございます。

4目農林水産業費国庫補助金1億2,981万4,000円の計上でございます。矢白別演習場周辺農業機械導入事業補助金といたしまして、第8節の民生安定補助金7,787万4,000円、それと特定防衛施設周辺整備調整交付金、農業振興では（仮称）酪農支援センター事業に充当するものでございます。

6目土木費国庫補助金、5節住宅費補助金3,332万9,000円。6節防衛施設周辺整備事業補助金、トライベツ道路改良舗装事業補助金、前年度比2,644万4,000円の減額でございます。特定防衛施設周辺整備調整交付金、道路改良事業につきましては、住の江町通り、白浜山の手通り、望洋台東野通り、湾月町3号線、4号線、尾幌18号線、別寒辺牛道路、計7路線に充当いたします。河川総務費では、汐見川、奔渡川の整備に充当いたします。

7目消防費国庫補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、常備消防分でございますけれども、消防指令車整備に充当するものでございます。

8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金135万2,000円。3節中学校費補助金196万4,000円。4節幼稚園費補助金91万6,000円。6節保健体育費補助金175万6,000円。それぞれ記載のとおりであります。7節防衛施設周辺整備事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますけれども、学校給食につきましては管理ボイラーの更新に充当するものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金44万3,000円、2目民生費委託金334万円、それぞれ記載のとおりでございます。

4目土木費委託金4,515万円、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金でございます。施設整備見合せによりまして河川調査費の計上でございます。大幅な減額となっております。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金5,395万3,000円、次ページをお開きください。2目衛生費道負担金174万円、このほとんどが国庫負担金と同様の内容でございます。それぞれ記載のとおりでございます。

2項道補助金、1目総務費道補助金8万5,000円、2目民生費道補助金8,711万7,000円、次ページ、3目衛生費道補助金745万円、それぞれ記載のとおりでございます。

4目に入ります。農林水産業費道補助金、1節農業費補助金3,494万8,000円、

とりわけその中で食料環境基盤緊急確立対策事業補助金、平成14年度から実施しております厚岸東部地区畜産基盤整備事業に充当するものでございます。

2節農業費交付金 8,724万 5,000円、3節林業費補助金 4,012万 6,000円、次ページ、4節林業費交付金 2,100万円、5節水産業費補助金 3,215万 8,000円、新規事業といたしまして新山村振興等農林水産特別対策事業補助金、カキ中間育成施設設置の補助金でございます。その下の地域政策補助金、これにつきましてはシングルシードカキ普及促進のための補助金でございます。

7目教育費道補助金 237万円、緊急地域雇用創出特別対策推進事業補助金でございます。障害児用指導員職員配置による充当でございます。

3項委託費、1目総務費委託金 2,685万 1,000円、3目衛生費委託金 2万 3,000円、4目農林水産業費委託金 597万 6,000円、5目商工費委託金 7,000円、6目土木費委託金45万 2,000円、7目教育費委託金64万 4,000円、これにつきましては選挙費及び統計調査費などの臨時的収入を加えまして、それぞれ毎年計上されている収入でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入 2,550万 5,000円、次ページ、2目利子及び配当金20万 3,000円、2項財産売払収入、1目不動産売払収入 684万円、それぞれ記載のとおりであります。

2目生産物売払収入 7,678万 6,000円、シイタケ菌床及びシイタケ売り払い代、特別会計廃止による今科目の計上でございます。菌床といたしまして45万 5,000束、シイタケパックといたしまして 100グラム4万パックを見込んでおります。カキ種苗売り払い代につきましては、389万個を見込んでございます。餌料藻類売り払い代につきましては 100箱を見込んでございます。

4目農業施設売払収入 985万 4,000円、6目有価証券売払収入 400万円、厚岸町森林組合出資返還金でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金1万円の計上でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金 2億 5,000万円、2目減債基金繰入金 3億円、3目地域づくり推進基金繰入金 2億 1,500万円、5目老人福祉基金繰入金 3,000万円、7目総合体育館建設基金繰入金 718万 6,000円、収支不足のために基金取り崩しといたしまして1目から5目まで、計7億 9,500万円でございます。7目につきましては、今議会での基金の廃止を受けての計上であります。

20款繰越金、1項1目繰越金 500万円の計上でございます。

21款緒収入、1項延滞金・加算金及び過料、次ページをお開き願います。1目延滞金20万円、2目加算金 1,000円、3目過料 1,000円。

2項預金利子、1目町預金利子 3万円。

3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付元利収入 280万 5,000円、3目釧路沖地震災害援護資金貸付金収入 1,000円、5目地域総合整備資金貸付金収入 643万 4,000円、6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入97万 7,000円。4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入 133万 8,000円、2目医療受託収入 150万円、3目農林水産業費受託事業収入 2,327万 8,000円、4目土木費受託事業収入 4万 3,000円。6項雑入、1目滞納処分費 1,000円、2目過年度収入 1,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

3目雑入、1節簡易郵便局取扱手数料 190万円、3節雑入 6,671万 7,000円、主な増と新たなものといたしまして、50ページでございますけれども、高額療養費公費負担金 850万円、次のページ、障害児デイサービス事業助成金 379万 7,000円、雑費売り払い代として 415万円、漁業振興対策費として 1,950万円。さらに、これは新規でございますけれども、海洋センター体育館改修事業助成金 2,190万円、その他記載のとおりでございます。

22款町債、1項町債、1目総務債、2節減税補てん債 1億 8,750万円でございます。減税補てん債として、恒久減税による影響額の4分の1を補填するもの、さらに減税補てん債借換債といたしまして、平成7年、8年度借入れ分一括償還の年に当たりまして、10年間元金均等償還する借りかえを行うものでございます。

次ページお開き願います。

3目衛生債、2節環境政策債 1億 6,680万円、一般廃棄物最終処分場建設事業債、一廃と書いてございますけれども、一般廃棄物処理事業債でございます。

4目農林水産業債 1億 2,070万円、1節農業債、一公と書いてございますのは、一般公共事業債の略でございます。さらに、草地と書いてありますのは、草地開発事業債でございます。2節林業債でございます。自債と書いてございますのは、自然災害防止事業債の略でございます。公有林と書いていますのは、公有林整備事業債でございます。3節水産業債、過疎、これは過疎債の略でございます。

次に、6目土木債 3,960万円の計上、臨道と書いてございますのは、臨時地方道

整備事業債の略でございます。

7目消防債 2,170万円の計上、辺地と書いてございますのは、辺地対策事業債の略でございます。

次に、8目教育債 4,420万円の計上、この中で道基金と書いてございますのは、北海道振興基金の略でございます。

10目臨時財政対策債 3億 6,420万円の計上、前年度と同様、地方財政計画によって地方の財源不足を埋める赤字地方債でありまして、本来は地方交付税で交付されるものが振り替わって起債で発行を付加されるものでございます。国では、地方財政の見直し抑制をするということで、財政規模の減を反映いたしまして、28.6%の減となっております、厚岸町のベースで置きかえますと、3億 6,420万円となるものでございます。

以上で歳入を終わります。

55ページをお開きください。

一般会計歳出でございます。

1款議会費、1項1目議会費、本年度 7,718万 6,000円、前年度 8,750万 4,000円、比較といたしまして 1,031万 8,000円の減でございます。節内訳は、1目から19目書いてございますけれども、このとおりでございます。

業務別に、56ページをもって説明をいたします。財源内訳としては、一般財源として 7,718万 6,000円でございます。議会報酬等 6,714万 3,000円、議会運営 649万 9,000円、町議会だより発行 145万 4,000円、次ページでございます。議会事務局 209万円、それぞれ業務に係ります経費内訳、ごらんのとおりでございます。

次ページお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 6,333万 8,000円、1,017万 4,000円の減でございます。国支出金として1万 6,000円、財源内訳でございますけれども、その他として73万 5,000円、一般財源として 6,258万 7,000円となっております。総務課総務係所管でございます、特別職報酬等審議会 3万 5,000円、表彰者審査会 3万 3,000円、総務一般 1,871万 9,000円、ここに括弧が書いてございますけれども、国 1万 6,000円、その他14万円、一財 1,856万 3,000円、これらが財源内訳として括弧で示しております。

次ページをお開きください。62ページでございます。

町表彰・名誉町民 121万 3,000円、文書・法制 947万 7,000円、庁内印刷 297万 8,000円、主に賃金でございます。

次ページをお開きください。64ページでございます。

庁舎・町民広場 2,962万 3,000円の計上、主に光熱水費、委託料、夜警員賃金でございますけれども、特に清掃委託の方法、夜警員の配置体制の見直しによる減額計上となっております。

次ページをお開きください。

役場庁舎下水道排水設備整備事業 126万円の計上でございます。

2目簡易郵便局費 133万 2,000円、これにつきましては、その他 133万 2,000円と書いてございますけれども、次ページに。雑入、簡易郵便局取扱手数料で賄うものでございます。

3目職員厚生費 945万 6,000円、総務課職員係所管でございまして、人事給与管理 178万円、とりわけ特別旅費、北海道と村山市へ職員交流派遣をしております2名分の特別滞在旅費でございます。職員福利厚生健康管理 767万 6,000円、主に職員健康診断委託料でございます。

次ページ、67ページでございますけれども、4目情報化推進費 6,343万 2,000円、1,437万 3,000円の減でございまして、総合行政ネットワーク整備事業の終了に伴いますもの、さらに総合行政情報システムと住民基本台帳ネットワークの保守点検の委託、さらには借り上げ料の減によるものでございます。

総務課情報課推進係所管でございまして、情報公開審査会 3万 3,000円、個人情報保護審査会 3万 3,000円、情報課推進一般 9万 6,000円、情報公開・個人情報保護 1万 1,000円、次ページ、職員研修 267万円、主に職員研修に係ります業務執行能力向上を図るものでございます、この目につきましては。総合行政情報システム 5,443万 5,000円、主にこの内容につきましては委託料、賃借料でございます。住民基本台帳ネットワーク 416万 6,000円、平成15年度から継続実施している業務であります。

次ページをお開き願います。

総合行政ネットワーク 195万円の計上、昨年、電子自治体推進の基盤整備を行いました。その後の運用経費でございます。

5目交通安全防犯費 837万 1,000円、総務課交通防犯係所管でございまして、交

通安全指導員 131万 3,000円、交通安全 356万 8,000円、次ページ、防犯80万円、交通安全施設整備事業 269万円、これにつきましては交通安全対策特別交付金を財源として支出するものでございます。

6目行政管理費 447万 3,000円、行財政課行政係所管でございまして、経営改革推進委員会28万 1,000円、行政一般9万 8,000円、自治体合併15万 4,000円、行政改革・行政評価14万 4,000円、町史編さん審議会10万 1,000円、次ページ、町史編さん 369万 5,000円の計上でございます。

7目文書広報費 545万 9,000円、行財政課広報広聴係所管でございまして、広報として 538万 9,000円、広聴7万円の計上でございます。

8目財政管理費 219万 9,000円、1億 3,153万 7,000円減でございますけれども、昨年度当初予算におきまして積み立てました地域づくり推進基金の減によるものでございます。

行財政課財政係、財政管理88万円、次ページ、共通物品調達費として 101万 9,000円、財政調整基金10万円、減債基金10万円、地域づくり推進基金10万円の計上でございます。

9目会計管理費 129万 4,000円の計上。

10目企画費 208万 6,000円の計上、比較といたしまして 525万 6,000円の減でございますけれども、湯楽プラン調査研究終了に伴うものでございます。まちづくり推進課企画調整係、企画一般 130万円、次ページでございます。各種企画策定 3万 2,000円、国土法事務 8万 6,000円、国際地域交流64万 9,000円、まちおこし補助金 1万 9,000円の計上。

11目財産管理費 155万 5,000円の計上、54万 2,000円の増でございますけれども、下水道普及に係る受益者負担の増でございます。

次ページをお開きください。

12目車両管理費 1,233万 4,000円、373万 2,000円の減でございますけれども、公用車車検サイクルによる整備及び役務費、さらには備荒資金組合車両譲渡償還金の減によるものでございます。建設課管理維持係所管でございまして、公用車管理といたしまして 1,042万 5,000円、備荒資金組合車両譲渡償還金 190万 9,000円でございます。

次ページをお開きください。

2項徴税費、1目賦課徴税費 2,578万円、543万5,000円の増でございますけれども、固定資産評価がえ準備委託業務の増によるものでございます。税務課町民税係、町民税課税 754万6,000円、税務課税務係、町税収納 859万9,000円、税務課資産税係、固定資産評価審査委員会 1万8,000円、次ページ、資産税課税 961万7,000円、主に委託料の計上でございます。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費 312万円、130万9,000円の減でございます。湖南地区出張所の借り上げ場所変更に伴います11節借り上げ料の減によるものでございます。町民課窓口サービス係でございます。戸籍住民基本台帳 118万4,000円、外国人登録64万9,000円、次ページ、湖南地区出張所 114万2,000円、上尾幌駐在所14万5,000円の計上でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費67万3,000円の計上、次ページをお開きください。6目参議院議員選挙費 1,129万6,000円、次ページ、8目海区漁業調整委員会委員選挙費 214万円。

5項統計調査費、1目統計調査総務費 157万5,000円の計上、行財政課行政係、統計一般8万8,000円、次ページ、事業所・企業統計調査30万5,000円、工業統計調査20万7,000円、商業統計調査14万6,000円、学校基本調査 1万1,000円、農林業センサス72万円、次ページでございます。国勢調査、準備でございますけれども、9万2,000円、サービス業基本調査 6,000円の計上でございます。

6項監査委員費、1目監査委員費 285万9,000円の計上でございます。監査委員 247万5,000円、監査委員事務局費、事務局として38万4,000円でございます。

99ページをお開きください。民生費に入ります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費 1億9,393万1,000円、5,208万5,000円の減でございます。主に、国保会計繰出金の減によるものでございます。

保健福祉課社会児童係所管でございます。社会福祉一般 4,233万8,000円、とりわけ社会福祉協議会 2,581万4,000円、さらに社会福祉センター運営費 517万5,000円、社会福祉センター大規模改修借入返済助成 739万1,000円であります。次ページ、福祉灯油 142万1,000円、災害見舞金5万円の計上、保健福祉総合センター健康広場 1,129万円、主に業務経費でございます。

次ページをお開き願います。

104ページ、その他福祉施設31万 2,000円、これにつきましては旧奔渡保育所の管理経費でございます。国民健康保険特別会計 1億 3,787万 4,000円、議案第7号、特別会計で説明をいたしますが、前年度当初対比 4,660万 6,000円の減となっております。

2目心身障害者福祉費 1億 2,612万 5,000円、1,319万 2,000円の増でございます。身体・知的の障害者支援費と共同作業所運営費の増によるものでございます。保健福祉課障害福祉係所管でございます。心身障害者福祉一般 121万 9,000円、次ページ、身体障害者更生医療給付30万 1,000円、身体障害者（児）補装具給付 493万 4,000円、身体障害者（児）日常生活用具給付65万 8,000円、身体障害者等交通費助成 111万 9,000円、身体障害者福祉電話貸与 7万 9,000円、身体障害者（児）ふれあいフェスティバル32万円、心身障害者支援 1億 320万 7,000円、次ページ、心身障害児支援 363万 2,000円、母子通園センター 303万 8,000円、地域療育推進体制整備10万 4,000円、共同作業所 693万 8,000円、これにつきましては北海道の2分の1の補助を受けまして、新規に昨年度設置いたしました共同作業所に新たに運営費補助を行うものでございます。心身障害児帰省旅費助成 3万 3,000円、次ページ、生活福祉資金等利子補給 3,000円、障害者等住宅改造費助成54万円の計上でございます。

3目心身障害者特別対策費 4,720万 4,000円、町民課保険年金係所管でございます。重度心身障害者医療 4,492万 6,000円、重度心身障害者医療事務 227万 9,000円の計上でございます。

4目老人福祉費 3億 3,653万 9,000円、1,691万 1,000円の減、生きがい活動支援通所事業、福祉バス高齢者バス券助成、介護サービス事業会計繰出金などの減によるものでございまして、保健福祉課介護予防係所管、老人福祉一般32万 4,000円、次ページ、介護予防・生活支援（高齢者福祉）分でございますけれども、1,607万 9,000円、老人クラブ運営支援 220万円、老人保護措置費 2,412万 5,000円、老人日常生活用具給付13万 8,000円、福祉バス運行 394万 9,000円、次ページでございます。老人入院見舞金支給 130万円、高齢者バス乗車券助成 400万 9,000円、デイサービスセンター診断書料助成 8,000円、保健・医療・福祉総合サービス調整 6万 4,000円、老人福祉電話貸与17万 3,000円、敬老年金・敬老会 1,937万 2,000円、次ページでございます。高齢者事業団育成 100万円、ボランティアセンター育成26

万円、介護予防・生活支援（介護支援）でございますけれども 205万 9,000円、在宅介護支援センター 555万 3,000円、次ページをお開きください。

介護保険利用者負担軽減措置 721万 2,000円、介護相談員等派遣 111万 4,000円、老人医療52万 6,000円、次ページでございます。老人医療事務3万 1,000円、老人保健特別会計 7,972万 9,000円、介護保険特別会計1億90万 4,000円、介護サービス事業特別会計 6,641万円、これら特別会計におきましては、特別会計において説明をいたします。

5目国民年金費30万 9,000円。

6目自治振興費 1,350万 8,000円、585万 5,000円の減でございます。これにつきましては、標津町に負担をしておりますバス路線代替輸送費、コミュニティ遊具設置、さらに下水道排水整備終了に伴う減でございます。

町民課自治振興係所管でございます。自治振興一般 222万 8,000円、次ページでございます。主に各自治会助成 191万円の計上でございます。地方バス路線維持対策 1,128万円の計上でございます。

7目社会福祉施設費 1,190万 5,000円、コミュニティセンター 134万 2,000円、宮園、太田南、上尾幌の3館分でございます。集会所 568万 3,000円、次ページ、生活館38万 1,000円、湾月町1館分でございます。生活改善センター 449万 9,000円、次ページでございますけれども、主に商工会に委託しております施設管理事務委託料などでございます。

125ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 1,693万 5,000円、保健福祉課社会児童係所管でございます。児童福祉一般88万 3,000円、保健福祉課へき地保育所所管でございます。床潭へき地保育所 520万 1,000円、以下、各へき地保育所業務配分経費を明示してございます。各内訳の説明は省かせていただきたいと思っております。

134ページに移っていただきたいと思っております。

その他へき地保育所に係る業務 270万 8,000円でございます。主に施設保育所運営費、高知、南片無去、2カ所分の計上でございます。乳幼児絵本読み聞かせ30万 1,000円と次ページ、親と子の食事セミナー30万 1,000円につきましては、子育て支援補助を受けての新規事業でございます。

2目児童措置費 4,758万円、1,566万円の増、児童手当、小学3年生までの年齢

拡大に伴います増でございます。

3目母子福祉費 825万 6,000円、4目児童福祉施設費 4,791万円、567万 3,000円の減でございます。昨年行いました厚岸保育所ベランダ改修の終了と職員配置の見直しによりまして、臨時賃金の減によるものでございます。

児童福祉一般38万 1,000円でございます。次ページをお開きください。真龍保育所 1,655万円の計上、以下、各認可保育所ごとに業務配分経費を明示しております。各内訳につきましては、説明は省かせていただきたいと存じます。

146 ページに移ります。子育て支援センター 270万 3,000円の計上でございます。

5目児童館運営費 2,026万 2,000円、222万 9,000円の減、臨時指導員助手配置見直しに伴います減によるものでございます。児童館運営委員会 5万円、児童館一般36万円、友遊児童館 1,012万 4,000円、次ページでございます。子夢希児童館 804万 8,000円、次ページをお開きください。子夢希児童館下水道排水設備整備事業といたしまして 168万円の計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費 201万 6,000円、町民課生活衛生係所管でございます。公衆浴場 142万 9,000円、有害動物対策11万 9,000円、病症媒介動物対策 6万円、畜犬登録・狂犬病予防40万 8,000円の計上でございます。

2目健康づくり費 3,127万 8,000円、522万 7,000円の減でございますけれども、老人保健臨時職員賃金の減、さらには子供の心の健康づくりの前年度当初計上いたしました減によるものでございます。保健福祉課健康づくり係所管でございます。健康づくり一般 496万 5,000円、次ページ、老人保健 1,002万 5,000円、次ページでございます。母子保健68万 5,000円、予防接種 697万 1,000円、結核予防51万 2,000円、エキノコックス症対策20万円、次ページでございます。がん予防保健 315万円、基地患者輸送バス運行 297万 3,000円、精神障害者医療69万 6,000円、難病対策26万2,000円、次ページでございます。精神障害者居宅生活支援60万7,000円、精神障害者社会復帰支援13万 4,000円、難病患者居宅生活支援 9万 8,000円の計上でございます。

3目墓地火葬場費 647万 2,000円、80万 7,000円の減でございますけれども、上尾幌火葬場、前年度でございますけれども、解体終了に伴います減でございます。町民課生活衛生係所管でございます。斎場 592万 8,000円、次ページ、霊園33万 2,000円、墓地21万 2,000円の計上でございます。

4 目水道費 2,493万 8,000円、水道事業会計 346万 8,000円の計上でございまして、前年度当初比 3,353万 2,000円の減となっております。次ページ、簡易水道事業特別会計 2,147万円、特別会計で別途説明をいたします。

5 目病院費 2億 9,974万 4,000円、公営企業法繰り出し基準に定められました項目に基づいて算出をしているものでございます。

6 目乳幼児医療費 3,153万 5,000円、608万円の増、乳幼児通院分 6歳未満までの拡大による増でございます。

2 項環境政策費、1 目環境対策費 890万 2,000円、2,045万 2,000円の減でございますけれども、昨年当初予算で積み立てました環境保全基金の減によるものでございます。環境政策課環境対策係所管でございまして、環境審議会30万 7,000円、環境対策一般 210万 5,000円、次ページでございます。環境調査監視 539万 5,000円、環境マネジメントシステム99万 5,000円、I S O 14001実施関連経費でございます。環境保全金10万円の計上でございます。

2 目水鳥観察館運営費 415万 9,000円、環境政策課水鳥観察館所管でございまして、厚岸水鳥観察館 223万 1,000円、次ページ、厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励 166万円、湿地情報交流26万 8,000円、次ページでございます。

3 目廃棄物対策費 801万 9,000円、188万 4,000円の減でございまして、料金収入を徴収員体制から口座振替の移行に伴います経費の減によるものでございます。環境政策課廃棄物対策係所管でございまして、廃棄物対策一般 332万 2,000円、清掃手数料事務 469万 7,000円の計上でございます。

4 目ごみ処理費 4億 267万 7,000円、環境政策課ごみ処理場所管でございまして、ごみ処理場一般67万 9,000円、次ページ、ごみ処理場管理 1,960万 5,000円、ごみ収集・ごみ処理場運転1億 3,555万 5,000円、一般廃棄物最終処分場建設事業 2億 4,683万 8,000円、本年度、本体工事の着工であります。

次ページ、内訳といたしまして 174ページでございます。最終処分場整備測量等調査委託料 926万 1,000円、実施設計委託料 1,774万 5,000円、本体工事分として 2億 1,961万 8,000円であります。

5 目し尿処理費 8,588万 5,000円、環境政策課衛生センター所管でございまして、し尿処理場一般74万 5,000円、し尿処理場管理 2,213万 8,000円、次ページでございます。し尿収集・衛生センター運転 6,300万円、し尿収集に加えまして、今年度

から新規に衛生センター運転業務を民間委託するものでございます。

次ページをお開きください。

5目農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会 1,041万 3,000円、農業委員会事務局65万円、農業後継者対策47万円、農業者年金事務12万 6,000円、次ページでございます。糸魚沢・若松地区農用地等集団化事業 125万円、新規事業であります。それに伴う事業費支弁人件費 991万 5,000円であります。

次ページをお開きください。

2目農業振興費 1億 7,229万 1,000円、農政課農業振興係所管でございまして、農業振興一般 5万 8,000円、酪農経営負債整理資金利子補給 2万 2,000円、家畜経営体質強化資金利子補給39万 5,000円、農業経営基盤強化資金利子補給 848万 3,000円、次世代農業者支援融資事業利子補給91万 5,000円、21世紀農業フロンティア融資事業利子補給41万 5,000円、次ページをお開きください。公社営農場リース円滑化事業 306万 6,000円、中山間地域等直接支払推進事業 1億 1,011万円、中山間地域等直接支払推進事業附帯事務費 100万 5,000円、(仮称)酪農支援センター建設事業 4,282万 2,000円、防衛施設調整交付金を受けての新規事業でございますけれども、総事業費 6,000万円を釧路太田農協が事業主体で木造平屋建てのセンター並びに生乳検査機器の整備を行うものでございます。厚岸第2地区道営公共牧場整備事業 500万円、これについても新規事業でございまして、町営牧場別寒辺牛団地の整備を行うものであります。

3目畜産業費 8,121万 9,000円、畜産業一般49万 3,000円、次ページ、矢白別演習場周辺農業用機械導入事業 7,794万 6,000円、これにつきましては自走式モアコンディショナー 3台、自走式ハーベスター 1台、さらにハイダンプワゴン 1台の購入でございまして、前年度当初比較 3,539万 3,000円の増となっております。乳牛検定事業 278万円の計上でございます。

4目農道費 5,169万 5,000円、875万 1,000円の増でございまして、昨年、太田北農免農道が終了いたしましたけれども、太田第一地区さらには片無去地区集乳道の増によるものでございます。内訳といたしまして、道営太田地区太田第一地区集乳道整備事業 2,375万円、道営片無去地区集乳道整備事業 2,750万円、道営土地改良事業監督等補助業務委託事業21万 4,000円、各種負担金等23万 1,000円でございます。

5目農地費1億7,198万7,000円、3,040万7,000円の減でございます。これにつきましては、町営牧場管理用機械の導入、さらには道営担い手草地整備事業、さらには厚岸東部地区の畜産基盤再編整備事業の事業費減によるものでございます。内訳といたしまして、町営牧場管理用機械導入事業1,004万5,000円、次ページでございます。道営担い手育成草地整備改良事業1,366万5,000円、厚岸東部地区畜産基盤再編総合整備事業7,103万2,000円、厚岸東部地区畜産基盤再編総合整備事業附帯事務費103万1,000円、尾幌地区小規模土地改良事業400万円、担い手育成草地流動化促進事業20万2,000円、次ページでございます。道営土地改良事業監督等補助業務委託事業21万4,000円、農地開発事業償還金6,197万7,000円、各種負担金等9万2,000円、それに伴います事業費支弁、人件費972万9,000円の計上でございます。

次ページをお開きください。

6目牧野理費1億2,416万7,000円、733万8,000円の減、町営牧場職員配置によりまして、臨時職員共済費、賃金の減によるものでございます。農政課町営牧場所管でございます。町営牧場運営委員会9万6,000円、町営牧場1億2,407万1,000円の計上でございます。

次ページをお開きください。

7目農業施設費838万9,000円、182万7,000円の減でございます。尾幌酪農ふれあい館管理体制見直しによる減でございます。農政課農村整備係、尾幌地区農業研修センター109万7,000円、農業農村活性化施設729万2,000円、尾幌酪農ふれあい館、上尾幌体験農園業務経費でございます。

次ページをお開きください。

8目農業水道費2,889万7,000円、170万7,000円の減でございます。これにつきましては配水管布設事業の減によるものでございます。水道課水道業務係所管でございます。農業水道一般604万7,000円、水道料金計算収納113万6,000円、次ページ、水質検査92万2,000円、農業水道施設1,707万6,000円、検満及び新設メーター取付事業241万6,000円、検満46台、新設4台の計上でございます。尾幌地区農業水道配水管移設事業130万円、これについては長さ11.5メートルで口径250ミリのものを移設しようとするものでございます。

次ページをお開きください。9目堆肥センター1,859万3,000円。

2項林業費、1目林業総務費 466万 1,000円、環境政策課林政係、林業一般 168万 9,000円、次ページ、町有林管理といたしまして 176万 4,000円、公的森林管理 10万 3,000円、エゾシカ残滓回収処理40万 5,000円、有害鳥獣駆除奨励70万円の計上でございます。

7目林業振興費 7,442万 6,000円、次ページをお開き願います。奔渡町地区小規模治山事業 1,500万円、のり面保護といたしまして 663平方メートルを予定してございます。民有林振興対策事業 1,030万 4,000円、民有林に造林植栽64ヘクタール、除間伐 100ヘクタールを予定してございます。森林整備担い手対策推進事業73万 7,000円、町民の森造成事業 100万円、面積1ヘクタールに苗木 2,000本の予定でございます。河川周辺森林整備枝打ち事業 330万円、枝打ち9.12ヘクタールを予定してございます。森林整備地域活動支援交付金事業 2,800万円、森林所有者の方々への支援交付金でございまして、1ヘクタール当たり1万円の交付、対象面積は2,800ヘクタールを予定してございます。森林整備事業償還金 1,608万 5,000円でございます。

次ページをお開きください。

3目造林事業費 4,989万 1,000円、道補助金といたしまして 1,902万 2,000円、地方債 2,300万円、一財 262万 9,000円の財源で実施をするものでございます。

4目林業施設費 605万 6,000円、212万 4,000円の減でございます。木工センター管理体制の見直しによります減でございます。緑のふるさと公園 103万 5,000円、次ページ、木工センター 502万 1,000円の計上でございます。

5目特用林産振興費 5,970万 8,000円、5,840万 8,000円の増、きのこ菌床センター事業特別会計として設置していた業務経費を今年度から一般会計での計上としたため、この目において計上しておりますので、増となっております。

次ページをお開きください。

3項水産業費、1目水産業総務費 552万 4,000円、水産課水産振興係、水産業一般 533万円の計上、次ページ、船員法事務 7万 2,000円、海岸管理12万 2,000円の計上でございます。

2目水産業振興費 9,442万 6,000円、水産振興一般91万 9,000円、地域ハサップ推進 241万 8,000円の計上、新規事業でございまして水産物衛生管理実態調査、衛生管理講習会を実施いたしまして、厚岸町版の品質管理マニュアルの方向性をまと

めることにしております。

次ページをお開きください。地域水産物供給基盤整備事業 900万円、道営事業負担金でございまして、厚岸小島地区ウニ漁場 5.8ヘクタールの造成を予定してございます。ヒトデ駆除事業 260万円、昆布漁場改良事業 927万円、アサリはさみ漁場回復事業 100万円、漁業近代化資金利子補給事業 648万 9,000円、北海道ヒトデ駆除モデル事業 225万円、肉食性巻き貝駆除事業18万円、いずれもこれらにつきましては漁業協同組合との共同事業でございまして。

次ページをお開き願います。カキ中間育成施設整備事業 6,000万円、新規事業でございまして、延べ縄垂下式 200メートルを35基設置するものでございまして。ニシン中間育成事業30万円、これも漁業協同組合との共同事業でございまして。

3目漁港管理費 830万 1,000円、漁港管理一般20万 7,000円、漁港施設 529万 5,000 円の計上、次ページをお開きください。廃油処理施設 279万 9,000円の計上でございまして。

4目漁港建設費 208万 4,000円、漁港建設一般 8万 4,000円、地域水産物供給基盤整備事業、床潭漁港 200万円、道営事業負担金事業でございまして、南防波堤ほか整備を予定してございまして。

5目養殖事業費 1,840万円、カキ種苗センター 1,259万 2,000円でございまして、財源といたしましてカキ種苗売り払い代 735万 2,000円、餌料藻類売り払い代 472万 5,000円を見込むものでございまして。次ページ、カキ種苗生産 170万9,000 円、水産増養殖調査研究 188万 2,000円、次ページ、シングルシードカキ普及促進 131万 7,000円、これについても新規事業でございまして、北海道の地域政策補助を受けましてネーミング募集、ポスター・チラシの作成、宣伝・普及を図るものでございまして。漁場造成環境調査事業90万円でございます。

6目水産施設費 246万円、漁村環境改善総合センター 105万 3,000円、次ページ、床潭地区漁村センター42万 2,000円、水産種苗生産センター98万 5,000円、これにつきましては筑紫恋ミニセンターの経費でございます。

227ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費 130万 5,000円、商工観光課商工雇用推進係所管でございまして、商工一般7万 4,000円、商工施設41万円、消費生活22万 1,000円、次ページ、労働40万円、季節労働者対策2万 2,000円、十勝沖地震災

害復旧資金17万 8,000円の計上でございます。

2目商工振興費 1,862万 6,000円、小規模商工業者設備近代化資金貸付推薦審査委員会 6万 9,000円、商工振興一般 1,588万 6,000円、主に次ページ、商工会 1,550万円でございます。小規模商工業者設備近代化資金貸付88万 3,000円、中小企業融資 178万 8,000円であります。

3目食文化振興費 1,593万 8,000円、 397万 8,000円の減でございますけれども、昨年度、味覚ターミナル外壁改修を行いまして、終了によるものでございます。商工観光課食文化振興係所管でございます。食文化振興20万 7,000円、味覚ターミナル・道の駅 1,557万円の計上でございます。主に、次ページでございますけれども、味覚ターミナル管理委託料といたしまして 1,475万 6,000円でございます。物産交流・宣伝16万 1,000円の計上でございます。

4目観光振興費 946万 1,000円、 155万 9,000円の減でございますけれども、アヤメ保護育成研究の終了等によるものでございます。商工観光課観光係所管でございます。観光審議会 8万 2,000円、観光振興一般 616万 7,000円、主に次のページでございます。厚岸観光協会へ 522万円の計上でございます。観光宣言 269万 7,000円、桜保護育成45万 3,000円、アヤメ保護育成 8万円の計上でございます。

5目観光施設費 1,718万円、 364万 3,000円の減でございます。これにつきましては、子野日公園、愛冠野営場管理体制見直しによります減が主な内容でございます。子野日公園 892万 7,000円、次ページ、愛冠野営場 268万 3,000円、その他観光施設 557万円でございます。

次に、241ページをお開きください。

7款土木費でございます。1項土木管理費、1目土木総務費39万 8,000円の計上。

2目土木車両管理費 1,057万 2,000円の計上でございます。

3目土木用地費 389万 5,000円、建設課用地係所管でございます。土木用地一般29万 3,000円、用地測量80万 2,000円、次ページ、公共基準点座標変換事業 280万円、新たな事業でございます。

4目地籍調査費 902万 4,000円、建設課地籍調査係所管でございます。地籍調査一般38万 4,000円、字名改正 433万円、次ページでございます。字名改正事業 231万円、内容につきましては地番修正図作成委託料でございます。次に、門静・前浜地区訂正境界現況測量事業 200万円、新たな事業でございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費 5,509万 6,000円、建設課管理維持係所管でございまして、道路橋梁一般24万 5,000円、道路橋梁管理 2,316万 6,000円、次ページ、道路照明管理 1,768万 5,000円、法定外公共物譲与申請図書作成事業 900万円、港町2条通り舗装補修事業 250万円、道路台帳図新規補正事業 250万円の計上でございます。

2目道路新設改良 2億 9,474万 4,000円、建設課土木係所管でございまして、トライベツ道路改良舗装事業（15国債）1億 3,330万 1,000円、以下、各道路改良舗装事業を列挙しておりますので、予算資料とあわせながらごらんいただきたいと存じます。記載のとおりでございますので、個々の説明は省かせていただきたいと存じます。

253ページ、3目除雪対策費 1,990万 1,000円、これにつきましては、例年の例からいたしますと、補正予算が伴うことが想定されますけれども、当初予算段階では前年度並みの計上でございます。

3項河川費、1目河川総務費 8,707万 4,000円、3億 690万 7,000円の減でございまして、別寒辺牛川水系砂防ダム環境調査の実施に伴いまして、施設整備見合せによる減がその要因でございます。

次ページをお開き願います。河川管理といたしまして34万 6,000円、別寒辺牛川水系治水砂防施設建設事業 4,515万円、主に別寒辺牛川水系河川調査委託料でございます。汐見川改修事業 1,500万円、防衛施設調整交付金事業でございます。奔渡川改修事業 1,751万 1,000円、新規事業といたしまして防衛施設調整交付金を受けて護岸工の整備を行います。次ページ、それに伴います事業費支弁人件費 906万 7,000円でございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費 264万 4,000円、780万 4,000円の減、都市計画決定業務委託、都市計画マスタープラン策定事業の終了による減でございます。まちづくり推進課都市計画係、都市計画審議会10万 5,000円、都市計画一般 131万 8,000円、次ページ、花のあるまちづくり 122万 1,000円の計上でございます。

3目下水道費 2億 8,877万 5,000円、下水道事業特別会計にて別途説明をいたします。

4目まちづくり推進費19万 3,000円。

5 項公園費、1 目公園管理費 1,215 万 9,000 円、建設課管理維持係、公園施設 615 万 9,000 円、住の江丘陵及び太田農村公園パークゴルフ場を初めといたしまして、各児童公園等の管理経費でございます。

次ページお開き願います。児童公園トイレ整備事業 600 万円の計上、梅香町公園を予定してございます。

6 項住宅費、1 目建築総務費 98 万 6,000 円、建築課建築係、建築一般 59 万 7,000 円、限定特定行政庁確認事務 38 万 9,000 円の計上でございます。

次ページ、2 目住宅管理費 3,782 万 6,000 円、建設課契約管財係所管でございます。町営住宅入居者選考委員会 8 万 5,000 円、町営住宅 2,009 万 5,000 円、次ページをお開き願います。きのこ生産者住宅 2 万 8,000 円、職員住宅 228 万 1,000 円、町営住宅敷金利子基金 2,000 円、住宅供給公社きのこ菌床栽培新規着業者住宅譲渡償還金 1,033 万 5,000 円、町営住宅等下水道排水設備整備事業 500 万円、ここにつきましては梅香町団地の下水道排水整備を行うものでございます。

次ページをお開き願います。

議 長

休憩をいたします。

再開は 3 時 30 分といたします。

休憩時刻 1 5 時 0 0 分

議 長

本会議を再開いたします。

再開時刻 1 5 時 3 0 分

引き続き提案理由の説明を求めます。

行 財 政  
課 長

休憩に引き続きまして、提案理由を続けさせていただきたいと思っております。

それでは、267 ページから入ります。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 3 億 3,099 万 3,000 円、釧路東部消防組合 3 億 2,748 万円、内訳詳細につきましては予算資料 31 ページから 35 ページに記載してございます。ご参照願いたいというふうに思っております。

次に、消防指令車整備事業 351 万 3,000 円、防衛施設周辺整備交付金で整備を行うものでございます。

2 目災害対策費 634 万 4,000 円、総務課総務係所管でございます。防災会議 8 万 8,000 円、災害対策 30 万 2,000 円、防災行政無線 414 万 1,000 円、次ページでございます。災害避難場所 72 万 1,000 円、災害避難場所太陽電池灯保守事業 109 万 2,000 円、バッテリー交換ほか 5 カ所を予定してございます。

次ページをお開き願います。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 309 万 7,000 円。

2 目事務局費 337 万 4,000 円。

3 目教育振興費 759 万 1,000 円、183 万 8,000 円の増でございますけれども、教育研究所社会科教育読本全面改訂によるものでございます。教委管理課学校教育係所管でございます。教育研究所運営委員会 11 万 9,000 円、次ページ、教育振興一般 239 万 3,000 円、町立教育研究所 485 万 9,000 円、次ページ、就学指導 22 万円の計上でございます。

4 目教育住宅費 2,709 万 3,000 円、教育住宅 542 万 9,000 円、共済組合教職員住宅譲渡償還金 1,095 万 3,000 円の計上でございます。

次ページをお開きください。住宅供給公社教職員住宅譲渡償還金 921 万 1,000 円、教育住宅下水道排水設備整備事業 150 万円の計上でございます。

5 目就学奨励費 7 万 6,000 円。

6 目スクールバス管理費 1,482 万 9,000 円の計上、中型スクールバス運行として 302 万 4,000 円、小型スクールバス運行 159 万円、次ページでございます。スクールバス運行委託といたしまして 1,021 万 5,000 円の計上でございます。

2 項小学校費、1 目学校運営費 5,123 万 7,000 円、小学校運営一般 122 万 6,000 円、小学校学校評議委員 16 万 5,000 円、厚岸小学校 1,023 万 2,000 円、以下、各小学校ごとに業務配分経費を明示してございます。各内訳につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

289 ページをお開きいただきたいと思います。

2 目学校管理費 3,192 万円、7,421 万 5,000 円の減でございます。昨年コンピュータネットワーク整備、スクールバス、除雪機の購入、圧消解液、下水道、太田小グラウンド整備所要の減によるものでございます。学校管理 1,304 万 8,000 円、学校情報通信教育 1,033 万円、次ページ、学校備品・教材等整備 734 万 5,000 円、遠距離児童通学 39 万 7,000 円、理科教育等設備整備事業 80 万円の計上でございます。

3 目教育振興費 863 万 9,000 円、258 万 9,000 円の減でございます。障害児用臨時指導員 1 校の配置減によるものでございます。小学校教育振興 594 万 2,000 円でございます。ここに書いてありますとおり、主に臨時職員賃金 2 名分の障害児用臨時指導員の配置経費でございます。自然教育推進 5 万 6,000 円の計上、次ペー

ジでございます。要・準要保護児童就学援助 199万 1,000円、特殊教育就学奨励50万 5,000円、小学生英会話学習活動14万 5,000円の計上でございます。

4目学校建設費 1,747万 2,000円、真龍小学校改築事業に向け、基本設計業務を行うものでございます。

3款中学校費、1目学校運営費 3,168万 2,000円、中学校運営一般7万 6,000円、中学校学校評議委員16万 5,000円、次ページでございます。厚岸中学校 1,444万 5,000円、以下、各中学校ごとに業務配分経費明示してございます。これにつきましても、各内訳の説明は省かせていただきます。

299ページ、2目学校管理費でございます。4,239万 3,000円、1,430万 7,000円の増、これにつきましてはコンピュータネットワーク整備、厚中下水道整備、昨年度終了いたしましたけれども、今年度、真中屋上改修の増によるものでございます。学校管理 767万 8,000円、次ページ、学校情報通信教育 739万 1,000円、学校備品・教材等整備 509万 6,000円、遠距離生徒通学 2万 8,000円、次ページでございます。理科教育等設備整備事業 120万円、真龍中学校屋上改修事業 2,100万円の計上でございます。

3目教育振興費 1,150万 6,000円、448万 7,000円の減でございますけれども、これにつきましても障害児用臨時指導員2校の配置減によるものでございます。中学校教育振興といたしまして 143万 5,000円、自然教室推進 2万 5,000円、要・準要保護生徒就学援助 352万 5,000円、特殊教育就学奨励20万 6,000円、次ページでございます。外国青年招致 581万 6,000円の計上、これにつきましては今年度、外国語指導助手の交代の年に当たります。心の教育相談員49万 9,000円の計上でございます。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園費 442万 5,000円、記載のとおりでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費 696万 2,000円、182万 5,000円の減でございますけれども、青少年育成センター臨時職員の配置体制見直しによる減でございます。青少年問題協議会として11万 6,000円、次ページでございます。社会教育委員50万 3,000円、社会教育一般53万円、青少年育成センター 117万 7,000円、社会教育活動 297万 1,000円、次ページでございます。芸術文化 146万 5,000円、友好都市子ども交流20万円、今年度は村山市の子供たちを迎える年に当たります。

2目生涯学習推進費68万 1,000円、生涯学習一般4万 8,000円の計上、次ページ

でございます。生涯学習活動63万 3,000円、3目公民館運営費 275万円、公民館運営審議会20万 4,000円、公民館管理 163万 4,000円、次ページでございます。公民館活動91万 2,000円の計上でございます。

4目文化財保護費 304万 6,000円、文化財専門委員会11万 5,000円、文化財保護 293万 1,000円、ここにつきましては蝦夷三官寺国泰寺設置 200年記念事業経費が増となっております。

次のページをお開きください。

5目博物館運営費 1,052万 1,000円、397万 2,000円の減でございます。これにつきましては、臨時職員勤務体制の見直し及び海事記念館、昨年でございますけれども、展示整備終了によるものでございます。教委生涯学習課海事記念館所管でございます。海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館運営審議会11万 5,000円、海事記念館 736万 1,000円の計上でございます。次ページ、郷土館といたしまして 157万 1,000円の計上、さらに次ページをお開きください。320ページです。太田屯田開拓記念館 147万 4,000円の計上でございます。

6目情報館運営費 3,733万 4,000円、教委生涯学習課情報館所管でございます。情報館協議会21万 2,000円、次ページ、厚岸情報館 3,605万 4,000円、次ページでございます。324ページでございますけれども、図書館バス運行43万 8,000円、情報通信技術講習47万 6,000円、町単年度実施2年目の事業でございます。ブックスタート15万 4,000円、新規事業でございます。町内ゼロ歳児とその保護者に絵本による子育て支援を行うものでございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費 713万 2,000円、教委管理課学校教育係所管でございます。次ページ、学校保健一般 101万 7,000円、児童生徒健康診断 408万 8,000円、教職員健康相談 187万 7,000円、準要保護児童生徒医療15万円の計上でございます。

2目社会体育費 7,617万 9,000円、教委体育振興課体育振興係所管でございます。スポーツ振興審議会11万 3,000円、次ページ、B&G海洋センター運営委員会費 5万 2,000円、社会教育一般96万 2,000円、体育指導員54万 4,000円、次ページでございます。体育施設 1,697万 1,000円、さらに次ページ、スポーツ振興 490万 4,000円、今年度につきましてはB&G海上、水上関係の全道大会厚岸町開催経費がこの中で計上されてございます。学校開放24万 3,000円、B&G海洋センター大

規模改修事業 5,000万円、築24年を経過いたしまして、B & G財団から助成金を受けて、その大規模改修を行うものでございます。宮園公園パークゴルフ場管理棟整備事業 239万円、有料化に伴う整備であります。

3目温水プール運営費 1,737万 7,000円、202万 8,000円の減でございますけれども、これにつきましても臨時職員の勤務体制見直しによるものでございます。

次ページ、4目学校給食費 3,607万 7,000円、246万 7,000円の減でございます。学校給食センター嘱託職員配置による臨時職員関係経費の減によるものでございます。学校給食センター運営委員会 2万 6,000円、次ページ、学校給食センター 2,301万 7,000円の計上でございます。さらに次ページ、338ページをお開き願います。準要保護児童生徒学校給食費 638万 4,000円、学校給食センターボイラー改修事業 665万円、これにつきましては防衛施設調整交付金を受けてボイラー設備を更新するものでございます。

次ページお開き願います。

11款公債費、1項公債費、1目元金15億 799万 8,000円、1億 7,808万 7,000円の増でございます。長期債元金でございます。この中には歳入で説明いたしました減税補てん債借換債の元金 1億 7,130万円が含まれております。

2目利子 3億 3,857万 4,000円、4,722万 9,000円の減、長期債利子及び一時借入金利子でございます。内訳といたしましては、長期債償還利子といたしまして 3億 3,407万 4,000円、一時借入金利子につきましては 450万円の計上でございます。

3目公債諸費10万 3,000円、登録債事務経費でございます。

次ページをお開き願います。341ページでございます。

12款給与費、1項1目給与費20億 4,255万 3,000円、1,051万 6,000円の減、この内容につきましては予算資料にて説明のとおりでございます。総括表でございますけれども、20億 4,255万 3,000円、給料といたしまして 9億 1,762万 7,000円、職員手当等 5億 3,362万 2,000円、共済費 2億 7,324万円、賃金、嘱託賃金でございますけれども、1億 3,765万 1,000円、負担金補助及び交付金 1億 8,041万 3,000円でございます。さらに、特別職等人件費 6,805万 7,000円の計上、総務課人件費といたしまして 1億 2,312万 6,000円を計上してございますけれども、以下、所要人件費につきましては各課、局ごとに整理計上しておりますので、ご確認を願いたいと思います。

なお、本書 355ページから 359ページまで、一般会計人件費総体をまとめた給与費明細書が添付されておりますので、ご参照をいただきたいと思います。逐一の説明は省かせていただきます。

次に、353ページをお開き願います。

13款予備費でございます。1項予備費、1目予備費でございます。700万円の計上、前年度同様の計上でございます。

以上をもちまして、議案第6号 平成16年度一般会計予算、第1条の説明とさせていただきます。本書の1ページにお戻り願いたいと思います。

第2条でございます。債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

本書6ページをお開き願います。

第2条でご承認いただきたい案件につきましては「第2表 債務負担行為」、2本の事業でございます。該当期間にわたって債務を負担するものでございます。ごらんになっていただきたいと思います。これらも含めまして、360ページから363ページにわたりまして、現段階で効力のある債務負担を調書にて一覧できるようになってございますので、あわせて360ページ、363ページまでの部分をご確認願いたいというふうに思います。

再び、1ページにお戻り願いたいと思います。

第3条、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

本書7ページをお開き願います。

「第3表 地方債」でございます。第1条、歳入22款町債で、個々の町債ごとの種類を含めて説明をさせていただいております。なお、364ページに地方債に関する調書を添付してございますので、あわせてご確認を願いたいというふうに思っております。

1ページにお戻りを願いたいというふうに思います。

第4条、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は30億

円と定めるものでございます。

以上をもちまして、議案第6号の説明を終わります。

続いて、本書8ページへ移らせていただきます。

議案第7号 平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計予算。

平成16年度厚岸町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億 2,857万 9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次のページをごらん願います。

「第1表 歳入歳出予算」、次ページにわたって記載のとおりでございますが、事項別により説明をさせていただきたいと存じます。

本書の367ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税4億 5,637万 2,000円。2目退職被保険者等国民健康保険税 3,178万 8,000円、それぞれ右のページ内訳記載のとおりでございます。現年度課税分94%、滞納繰越分60%の徴収率を見込んだものでございます。

2款分担金及び負担金、2項負担金、1目保健事業費負担金77万 8,000円、がん検診負担金でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、次ページをお開き願います。2目療養給付費等負担金4億 883万 5,000円、4,077万 1,000円の減でございます。一般保険者医療費、老人医療拠出金、介護納付金の減によるものでございます。

3目高額医療費共同事業負担金 1,056万 1,000円、650万 1,000円の増でございます。高額医療80万円から70万円に引き下げられました国の支援措置について、前年度においては財政調整基金で計上していたものでございますけれども、計上の変更によりまして従来の共同事業負担金で支給をするということに相なりましたので、ここでの計上となっております。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金1億 494万 6,000円の計上。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金1億 2,108万 9,000円、

525万円の増、退職被保険者医療費の増によるものでございます。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金 1,056万 1,000円  
の計上でございます。

2 項道補助金、1 目財政健全化対策費道補助金 173万 8,000円。

7 款共同事業交付金、1 項1 目共同事業交付金 4,224万 4,000円、648万円の減  
でございまして、高額医療費拠出金の減によるものでございます。

8 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金 1 億 3,665万 9,000円の計上でございます  
て、前年度比較 4,782万 1,000円の減であります。

9 款繰越金、1 項1 目繰越金 1,000円の計上でございます。

10 款緒収入、1 項延滞金及び過料 4,000円。2 項雑入 300万 3,000円、内訳のと  
おりでございます。説明は省かせていただきたいというふうに思います。

以上で歳入の説明を終わります。歳出に入ります。

371ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,378万 5,000円、町民課保険年  
金係所管でございまして、職員人件費 3,437万円、5 人分の計上でございます。国  
民健康保険一般 660万 9,000円、主にレセプト保険者点検業務委託料 312万 9,000  
円、さらには国民健康保険等管理システム保守点検委託料91万 4,000円が主なもの  
でございます。

次ページをお開き願います。373ページでございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費88万 9,000円。3 項運営協議会費、1 目運営協議会  
費45万 8,000円。4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費8 万円。5 項特別対策事業費、  
1 目特別対策事業費 468万 6,000円。162万 4,000円が増になってございますけれ  
ども、徴収臨時職員1 名増によるものでございます。

377ページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 5 億 2,570万  
7,000 円、2 目退職被保険者等療養給付費 1 億 3,302万 2,000円、3 目一般被保険  
者療養費 506万 4,000円、4 目退職被保険者等療養費69万 4,000円、5 目審査支払  
手数料 278万 9,000円。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 4,969万 2,000円、2 目退職被保

険者等高額療養費 1,639万円。

次ページをお開き願います。3項に入ります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費1万円、2目退職被保険者等移送費5,000円。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金720万円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費76万円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

次ページをお開き願います。381ページでございます。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金4億261万5,000円、老人医療費拠出金の減を見込んでおります。2目老人保健事務費拠出金494万7,000円の計上でございます。

次ページをお開きください。

4款介護納付金、1項1目介護納付金7,100万7,000円の計上、40歳以上65歳未満の第2号被保険者介護保険料納付金でございます。

次ページをお開き願います。

5款でございます。共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金4,224万5,000円、3目その他共同事業拠出金1,000円の計上でございます。

次ページをお開きください。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費1,433万3,000円、保健衛生756万円の計上、国保データベース導入事業677万3,000円の計上、平成14年度から継続事業で実施しておりますけれども、この事業については平成16年度で整備が完了するものでございます。

次ページをお開きください。

7款緒支出金、1項償還金及び還付金、1目一般被保険者保険税還付金100万円、2目退職被保険者等保険税還付金10万円、3目償還金10万円の計上でございます。

次ページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費100万円の計上です。

なお、393ページから396ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照を願いたいと存じます。

以上で、議案第7号 国民健康保険特別会計予算、第1条の説明とさせていただきます。

本書の8ページに再びお戻り願いたいと思います。

第2条、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の流用することのできる場合は、保険給付費内の各項に係る予算に過不足を生じたときにおけるこれら経費の各項間とするものでございます。

以上をもちまして、議案第7号の説明を終わります。

続いて、本書11ページへ移らせていただきます。

議案第8号 平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算。

平成16年度厚岸町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,139万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算でございます。これにつきましては事項別により説明をさせていただきます。

398ページ、簡易水道事業特別会計、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目水道分担金54万 1,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 934万 9,000円。

2 項手数料、1 目水道手数料3万 3,000円、給水工事手数料でございます。

5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金 2,147万円、前年度比較 283万 5,000円の減でございます。歳入歳出収支不足をこの科目で均衡を図るものでございます。

以上で歳入の説明を終わり、歳出に入ります。

400ページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,729万 6,000円、水道課水道業務係所管でございます。職員人件費 1,587万 7,000円、2 名分の計上でございます。簡易水道一般40万 2,000円、水道料金計算費用の 101万 7,000円の計上。

404ページをお開き願います。

2 款水道費、1 項1 目水道事業費 1,152万 2,000円、水道事業一般 532万 1,000円でございます。主に尾幌地区に係る受水費 485万 6,000円でございます。水質

検査 140万円、簡易水道施設 291万 4,000円の計上、次ページ、407ページでございますけれども、検満及び新設メーター取付事業 188万 7,000円、検満については21台、メーターボックス3カ所、さらに新設メーターといたしまして4台の計上でございます。

次ページをお開きください。

4款公債費、1項公債費、1目元金 120万 2,000円でございます。長期債元金でございます。2目利子 132万 3,000円、長期債利子の計上でございます。

なお、415ページに地方債に関する調書を添付してございます。そちらの方もあわせてご参照を願いたいと思います。

次ページお開きください。

5款予備費、1項1目予備費5万円の計上。

なお、412ページから414ページまで、給与費明細書を添付してございますので、ご参照を願いたいと思います。

以上をもちまして、議案第8号 簡易水道事業特別会計の説明を終わります。

本書の13ページにお戻り願いたいと思います。

議案第9号でございます。

平成16年度厚岸町老人保健特別会計予算。

平成16年度厚岸町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億 3,567万 3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算でございますけれども、これにつきましては事項別により説明をいたします。

417ページをお開き願います。

老人保健特別会計歳入でございます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金7億 6,936万円。現年度分、過年度分合わせて、それぞれ内訳のとおりでございます。2目審査支払手数料交付金 517万 1,000円。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目事務費負担金30万円、2 目医療費負担金 3 億 488万 9,000円。現年度分、過年度分それぞれ内訳のとおりでございます。

3 款道支出金、1 項道負担金、2 目医療費負担金 7,622万 3,000円。

4 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金 7,972万 9,000円の計上。前年度比較 451 万 7,000円の増でございます。

5 款緒収入、1 項雑入、1 目第三者納付金 1,000円の計上、賠償金でございます。以上で歳入の説明を終わります。

歳出に入ります。

419ページをお開き願います。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 350万 8,000円、町民課保険年金係所管でございます。老人保健一般 113万 9,000円、老人保健事務電算処理 236 万 9,000円の計上でございます。

次ページをお開きください。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費12億 869万 2,000円、2,543万 2,000 円の増でございます。2 目医療費支給費でございます。1,800万円、660万 円の増、それぞれ医療費の増額でございます。3 目審査支払手数料 517万 2,000円 の計上でございます。

次ページをお開きください。

3 款緒支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金 1,000円の計上でございます。

次ページをお開きください。

4 款予備費、1 項1 目予備費30万円の計上でございます。

以上をもちまして、議案第9号 老人保健特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

本書15ページにお戻り願います。

議案第10号 平成16年度厚岸町下水道事業特別会計予算。

平成16年度厚岸町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億 4,137万 4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものがございます。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算でございます。これについても、事項別により説明をいたします。

428ページをお開き願います。

下水道事業特別会計、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目下水道費負担金 1,930万 1,000円、公共下水道事業受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料 4,739万 6,000円、公共下水道使用料の計上でございます。

2項手数料、1目下水道手数料 1,000円の計上。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金 1億 5,000万円の計上、公共下水道事業補助金 3億円の国庫補助事業費に対し、2分の1の補助率をもって収入とするものでございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金 2億 8,877万 5,000円、前年度と比較いたしまして 1,039万 9,000円の増でございます。

6款緒収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金 1,000円の計上。

7款町債、1項町債、1目下水道債 1億 3,590万円、公共下水道事業債でございまして、補助分といたしまして 1億 3,500万円、単独分といたしまして 90万円の計 1億 3,590万円の計上でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

歳出に入ります。

430ページをお開き願います。歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費 1,715万 9,000円、水道課下水道業務係所管でございまして、職員人件費 1,366万 3,000円、2名分の計上でございます。下水道一般 232万 8,000円、次ページ、下水道事務電算処理 116万 8,000 円の計上でございます。

2目管渠管理費 504万 7,000円、管渠、主に光熱水費 270万 4,000円、修繕料 136 万円の計上でございます。

3目処理場管理費 4,161万 7,000円、終末処理場の管理費でございまして、主に次ページ、処理場運転管理委託料 3,554万 3,000円が主な内容でございます。

4目普及促進費 532万 5,000円、水洗化等普及促進 6万円の計上、水洗化等改造工事補助 484万円、平成14年度から16年度まで供用開始に伴います75戸を想定しての計上でございます。さらに、水洗化等改造工事資金貸付利子補給でございますけれども、42万 5,000円の計上、これにつきましては平成12年度から16年までの供用開始に伴います35戸を想定しての計上でございます。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費 3億 2,181万 5,000円、公共下水道事業補助といたしまして3億円、財源内訳としては歳入で述べましたとおり、その他につきましては受益負担金で充当するものでございます。

次ページをお開き願います。

437ページでございますけれども、公共下水道事業起債分 100万円、公共下水道事業単分11万 6,000円、それらに伴います事業費支弁人件費でございます。2,069万 9,000円、単分として3名分の計上でございます。

なお、これらも含めまして 444ページから 446ページまで、給与費明細書を添付してございますので、ご参照を願いたいと存じます。

次に、440ページをお開きください。

440ページに入ります。

3款公債費、1項公債費、1目元金1億 6,550万 4,000円、長期債元金でございます。2目利子 8,390万 7,000円、長期債利子の計上でございます。

次ページをお開き願います。

4款予備費、1項1目予備費でございます。100万円の計上でございます。

以上で議案第10号 下水道事業特別会計予算、第1条の説明とさせていただきます。

再び15ページにお戻り願います。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により、債務負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

17ページ、「第2表 債務負担行為」でございます。例年同様の項目でございますので、ごらんいただきたいと思いますけれども、ちなみにこの内容につきましては、447ページに債務負担行為に関する調書を添付してございますので、ご確認を願いたいというふうに思います。

以上で説明を終わりたいというふうに思います。

再び15ページ、第3条、地方債に入ります。

第3条、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

再び18ページをお開き願いたいというふうに思います。

「第3表 地方債」でございます。公共下水道事業といたしまして1億3,590万円で、補助・単独を合わせまして限度額の承認を願うものでございます。448ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご確認をお願いをいたしたいと思っております。

以上で、議案第10号 下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

19ページに移らせていただきます。

議案第11号 平成16年度厚岸町介護保険特別会計予算。

平成16年度厚岸町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,462万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次のページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。事項別により説明をいたします。

451ページでございます。

介護保険特別会計、歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料1億1,116万1,000円、介護保険総体の18%を占めるものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1億2,014万6,000円。2項国庫補助金、1目財政調整交付金3,003万6,000円、合わせて公的負担分の25%に当たるものでございます。6目保険者機能強化特別対策給付金243万4,000円、昨年度年度途中に補正をいたしましたものと同様のものでございますけれども、介護保険の充実のために国からの支援金でございます。これについては今年度までの

措置となっております。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 1 億 9,223 万 4,000 円、40 歳以上 65 歳未満の被保険者からの収入でございます、総体の 32% に当たるものでございます。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金 7,509 万 2,000 円でございます。これにつきましては、公的負担分の 12.5% に当たる分でございます。

2 項道補助金、2 目介護給付費補助金 129 万 8,000 円、訪問介護利用軽減等に係ります 4 分の 3 の補助を受けるものでございます。利用軽減に係る補助を受けるものでございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1,000 円の計上でございます。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 90 万 4,000 円の計上、公的負担分 12.5% の分を含めまして、収支の均衡を図るものでございます。

8 款緒収入、1 項延滞金及び過料 2,000 円の計上。2 項雑入 101 万 2,000 円の計上。それぞれ説明欄起債のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わり、歳出に入ります。

453 ページをお開き願います。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,809 万 9,000 円、保健福祉課介護保険係所管でございます、職員人件費 1,629 万 4,000 円、2 名分の計上でございます。介護保険一般 40 万 8,000 円、介護保険事務電算処理 139 万 7,000 円の計上。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費 94 万 1,000 円の計上。

次ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 322 万円、2 目認定調査等費 382 万 2,000 円。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 2 万 6,000 円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

次ページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 2 億 3,576 万 4,000 円、3,770 万 4,000 円の増。2 目施設介護サービス給付費 3 億

3,516万円、1,944万円の減。3目居宅介護福祉用具購入費48万円。4目居宅介護住宅改修費216万円、48万円の増。5目居宅介護サービス計画費2,652万円、360万円の増。6目審査支払手数料86万4,000円、14万4,000円の減。2項高額介護サービス費、1項高額介護サービス費150万円、24万円の減。それぞれ給付状況をかんがみまして、増減を見込んだものでございます。

461ページをお開きください。

3款財政安定化基金拠出金、1項1目財政安定化基金拠出金61万7,000円、これにつきましては北海道への同基金への拠出金でございます。

次ページをお開き願います。

4款介護給付費準備基金費、1項1目介護給付費準備基金費267万9,000円の計上でございます。これにつきましては、第1号被保険者の介護保険料につきましては、3年間の給付総額の平均年額で定められております。年度によっては余剰する保険料を基金として積み立てるものでございまして、現在の保険料は平成15、16、17年平均の保険料となっていることからの内容でございます。

次ページをお開き願います。

6款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金1,000円、2目償還金246万7,000円の計上、これにつきましては平成13年度に介護保険料の不足分を北海道から740万円の借入れを起こしたものでございますけれども、平成15年度から3年間にわたって償還をしているものでございます。

なお、この内容につきましては、473ページに地方債に関する調書を添付してございます。こちらをあわせてご参照を願います。

次ページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費30万円の計上でございます。

なお、469ページから472ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、これについてもあわせてご参照願いたいと存じます。

以上で、議案第11号 介護保険特別会計の予算説明を終わります。

22ページにお戻り願います。

議案第12号 平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算。

平成16年度厚岸町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,315万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとさせていただきます。

次のページをごらん願います。

「第1表 歳入歳出予算」でございますけれども、事項別により説明をいたします。

475ページをお開き願います。

介護サービス事業特別会計、歳入でございます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入6,116万円、2目施設介護サービス費収入1億5,893万6,000円。3項自己負担金収入、1目自己負担金収入2,288万9,000円。4項身体障害者居宅支援助収入、1目デイサービス身体障害者居宅支援助収入128万円、2目短期入所身体障害者居宅支援助収入5万7,000円、それぞれ前年度利用実績に基づく計上でございます、説明欄記載のとおりでございます。

5款道支出金、1項道補助金、1目サービス事業補助金57万3,000円、これにつきましては平成15年度最終補正予算で計上いたしますけれども、福祉メニューの地域政策補助金を受けまして、不採算部門でございます訪問入浴介護サービス事業補助金を受けるものとさせていただきます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入11万4,000円。

7款寄附金、1項寄附金、1目サービス事業費寄附金4万7,000円。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金6,641万円、前年度比較935万8,000円の減でございます。

9款緒収入、1項1目雑入、1節実費収入246万9,000円、通所介護給食実費収入でございます。

次ページをお開きください。

2節雑入でございます。921万9,000円の計上でございます。生きがい活動支援通所事業を初めといたしまして、記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきますと思います。

以上で歳入を終わります。

歳出に入らせていただきます。

479ページ、歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅支援サービス事業費 1,606 万 8,000円、保健福祉課介護予防係所管でございます。職員人件費 1,562 万 6,000円、2 名分の計上でございます。居宅支援サービス44万 2,000円の計上。

2 目通所介護サービス事業費 6,969万 3,000円、1,006万円の減でございますけれども、給食業務民間委託による嘱託職員の減によるものでございます。デイサービスセンター職員人件費 5,356万 7,000円、5 人分の計上でございます。次ページ、通所介護サービス 1,114万 2,000円、さらに次ページをお開き願いたいと思います。生きがい活動支援通所サービス 270万 9,000円、配食サービス 227万 5,000円の計上でございます。

次ページをお開き願います。

3 目訪問入浴介護サービス事業費 491万 5,000円の計上、同じくデイサービスセンター職員人件費 381万 7,000円、訪問入浴介護サービスとして 109万 8,000円の計上でございます。

4 目短期入所生活介護サービス事業費 2,437万 5,000円、特別養護老人ホーム職員人件費 1,352万円でございまして、2 名分の計上でございます。次ページをお開き願います。短期入所生活介護サービスといたしまして 1,085万 5,000円の計上でございます。

5 目デイサービス身体障害者居宅支援事業費 243万 1,000円の計上でございます。次ページをお開き願います。

6 目でございます。短期入所身体障害者居宅支援事業費 6 万 9,000円の計上。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費 2 億 530万 3,000円、462 万 5,000円の減、通所介護サービスと同様、給食業務委託による嘱託賃金減によるものであります。特別養護老人ホーム職員人件費 1 億 3,962万 9,000円、13 人分と嘱託職員分の計上でございます。施設介護サービス 6,567万 4,000円、特別養護老人ホーム運営業務経費がここに計上されてございます。

495ページをお開きください。

2 款予備費、1 項 1 目予備費30万円の計上でございます。

なお、497ページから 499ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、

ご参照願いたいと思います。

また、500ページには債務負担行為に関する調書、これについては平成15年度に起こしておりますけれども、添付してございますので、あわせてご参照を願いたいと存じます。

以上をもちまして、議案第6号から議案第12号までの提案理由とさせていただきます。予算は事務事業別予算となり、これにつきましては3年目を迎えますけれども、大変雑駁な説明となりましたけれども、提案趣旨ご理解を賜りまして、趣旨ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げますの次第でございます。

議 長  
水道課長

水道課長。

議案第13号 平成16年度厚岸町水道事業会計予算書の内容につきまして説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数では5,077戸を予定し、前年度対比1.5%の増でございます。

年間総配水量につきましては、147万4,265立方メートルで、前年度対比4.9%の増となっております。

一日平均配水量でございますが、4,039立方メートルで、前年度比4.9%の増となっております。

主な建設改良事業でございますが、配水管布設替等事業といたしまして、3件で2,400万円の計上でございますが、前年度比43.7%の減でございます。

浄水施設等整備事業でございますが、2件で7,900万円の計上で、前年度比11.3%の増となっております。

メーター設備事業でございますが、新設・検満合わせて607個で2,759万3,000円の計上で、前年度比26.4%の減となっております。

第3条の収益的収入及び支出でございますが、9ページからの予算説明書により説明申し上げます。

9ページをお開きください。

収益的収入から説明いたします。

1款水道事業収益、1項営業収益では2億4,709万6,000円の計上でございますが、前年度比6.6%の増となっております。

1目では2億4,624万6,000円の計上で、1節の水道使用料でございますが、前年度比6.6%の増で、前年度は冷夏に見舞われ、給水収益の減となりましたが、今年の冬は暖冬に恵まれ、このまま推移しますと、夏場に高温が期待され、使用水量の増加が見込める状況から、節説明欄記載のとおり、用途別で一般用、営業用、団体用、工業用、浴場用、臨時用、尾幌簡易水道、尾幌農業水道、それぞれの計上でございます。

2目では84万円の計上で、前年度と同額で100件の新設給水工事に対する設計審査、工事検査手数料の計上でございます。

3目では1万円で、前年度と同額の計上となっております。

2項営業外収益でございますが、257万1,000円の計上でございまして、前年度比89.7%の減でございます。

1目では256万円の計上で、前年度比89.8%の減でございます。大幅の減は、町の財政計画によって従来の尾幌分水ほか補助の一般会計からの補助金を廃止し、配水量に見合う受水費とするための減でございます。

2目では2,000円の計上で、預金利子の計上でございます。

3目では9,000円の計上で、前年度比44.4%の増で、浄水場施設内の電柱等占用料でございます。

10ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用では1億9,776万1,000円の計上でございまして、前年度比2.7%の減となっております。

1目では4,612万2,000円の計上で、前年度比9.2%の減となっており、各節説明欄記載のとおりでございますが、10節の燃料費では浄水場の暖房を重油ボイラーで全館行っていたものを灯油で部分暖房にすることによって、62.1%の減でございます。16節手数料では、水道法の改正に伴い、水質検査項目が増加となり、36.1%の増でございます。17節委託料では、前年度比1.7%の減でございます。18節賃借料では、前年度比29%の減で、事務機借上料の土木積算システム用ノートパソコン1台の借り上げ料の減でございます。19節修繕費では、前年度比37.1%の減で、浄水場施設の塩素注入ポンプ、活性炭注入ポンプ、有機汚濁測定装置修理などの修理完了に伴う減でございます。21節薬品費では、前年度比20.1%の減で、前年度入札

に伴い単価が減になりましたので、実績によつての計上でございます。その他につきましては、節説明欄記載のとおりでございます。

2目では 838万 8,000円の計上で、前年度比 9.6%の減でございます。8節備消耗品費では、前年度比78.1%の減で、電文設定器1台の購入事業完了に伴う減でございます。17節委託料では、前年度比 200%の増で、配水管漏水調査委託の増でございます。19節修繕費では、前年度比28.1%の減で、配水管等修理の減でございます。その他につきましては、節説明欄記載のとおりでございます。

4目では 5,630万円の計上で、前年度比 1.8%の増でございます。主なものは、2節給料では前年度比 9%の減でございます。3節手当では、前年度比12%の減でございますが、これら人件費の減は職員の退職に伴い、後任が決まっていなため、5等級7号俸で計上したことによる減でございます。

11ページに移りまして、4節の法定福利費では、前年度比68.8%の増で、退職手当組合納付金の増でございます。17節旅費では、前年度比30%の減で、旅行日程の見直し及び管内協議会等の総会出席は日帰りとするによる減でございます。17節委託料では、前年度比 0.4%の減で、検針収納事務委託料の減でございます。18節賃借料では、前年度比56%の減で、総合行政情報システム及び財務会計システム借り上げが契約満了となり、借り上げ料が2分の1以下となったための減でございます。24節負担金では、前年度比24.8%の減で、公務災害補償基金及び社会福祉協会負担金の減でございます。その他につきましては、節説明欄記載のとおりでございます。

12ページをお開きください。

5目では 8,444万 8,000円の計上で、前年度比 0.2%の減となっております。これは、平成15年度までの取得資産に対する節説明欄記載のとおり、減価償却費の計上でございます。1節では 8,310万 9,000円、2節では庁舎利用権として 133万 9,000 円の計上でございます。

6目では 250万 3,000円の計上で、前年度比 2.5%の減となっております。これは、新年度に有効期間満了となるメーター器 604個の除却費でございます。

2項の営業外費用でございます。1目では 4,193万 6,000円の計上で、前年度比 5.4 %の減となっておりますが、前年度までの企業債の借り入れに対する利息の計上でございます。

3目では259万5,000円の計上で、前年度比213.6%の増で、仕入れに係る消費税及び売上に係る消費税が多くなることから、259万5,000円の消費税納入額の計上でございます。

次に、4項予備費、1目では20万円の計上で、前年度と同額の計上となっております。

1ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、13ページからの予算説明書により説明申し上げます。

13ページをお開きください。

資本的収入でございますが、1款資本的収入、1項企業債、1目では1億50万円の計上で、前年度比1.9%の減でございます。これは節説明欄記載のとおり、建設改良に伴います企業債の借り入れでございます。

2項出資金、1目ではゼロ円で、前年度比皆減でございます。これは、上水道安全対策事業の老朽石綿セメント管更新事業が終了したことによるものでございます。

4項他会計補助金、1目では90万8,000円の計上で、前年度比皆増でございます。これは、住の江町国道44号線沿い配水管布設がえ工事に伴い、消火栓設置対応の口径とするため、口径増大となる部分について一般会計から補助金を受けるものでございます。

5項工事負担金、1目では482万5,000円の計上で、前年度比19.4%の減でございます。これはメーター負担金で、前年度は新設・検満合わせて817個に対する負担金が新年度は新設・検満合わせて607個となり、210個の減に伴うものでございます。

6項補償金、1目ではゼロ円で、前年度比皆減でございます。これは前年度下水道事業による門静地区雨水排水工事に伴う水道管移設に対する補償金ですが、水道管移設工事完成による減でございます。

14ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目では1億300万円の計上で、前年度比9.3%の減となっております。節説明欄記載のとおりの内容となっておりますが、住の江町国道44号線沿い配水管布設がえ工事では、厚岸木材工業上野団地の水圧低

下の解消と、将来、消火栓設置対応が可能な口径の配水管布設がえ工事を下水道汚水管布設とあわせて行うことによって、工事費の節減を行うものでございます。配水管流量計設置工事は、配水流量の把握と漏水箇所の早期発見を図るため、白浜町及び有明町の2カ所に設置するものでございます。仕切弁整備工事につきましては、港町及び有明町の老朽仕切弁の整備でございます。浄水場大改修工事につきましては、施設建設以来30年間を経過しており、老朽化対応として監視設備一式、活性炭注入ポンプ1台、凝集剤注入ポンプ2台のほか、環境改善として暖房設備一式を行う工事費の計上でございます。浄水場排水処理設備整備工事につきましては、現状の浄水汚泥は汚水槽を経由し、河川に放流しておりますが、汚水槽の容量が小さいため効果が発揮されず、河川に浄水汚泥の一部が放流されている状況から、環境保全上適正な処理を行うため、排水処理施設を新設するものでございます。

2目では60万円の計上で、前年度比15.5%の減でございます、節説明欄記載のとおりでございます。

3目では2,759万3,000円の計上で、前年度比26.4%の減となっております。前年度は新設・検満合わせて817個のメーター設備費が新年度は新設・検満合わせて607個となり、210個減となるものでございます。

次に、2項企業債償還金、1目では4,801万1,000円の計上で、前年度比8.1%の減となっております、企業債借り入れに対する償還金でございます。

1ページをお開きください。

1ページ、第4条、括弧書きでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,297万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,058万7,000円、当年度分損益勘定留保資金4,613万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額624万8,000円で補てんするものでございます。

2ページをお開きください。

第5条の企業債でございます。

配水管布設替等事業費といたしまして1億50万円の計上でございます。普通貸借又は証券発行でございます、利率は5%以内で、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、

職員給与費、公債費、それぞれ記載のとおりでございます。

第7条の他会計からの補助金でございますが、退職精算追加負担金補助として256万円、消火栓設置に伴う配水管布設がえ工事補助として90万8,000円、合計で346万8,000円の計上でございます。

第8条のたな卸資産の購入限度額につきましては、1,488万2,000円と定めるものでございます。

以上が平成16年度厚岸町水道事業会計予算の内容でございますが、3ページから4ページが実施計画、5ページが資金計画、6ページから8ページが給与費明細書、15ページから19ページが貸借対照表でございますが、それぞれ説明を省かせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長

ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、平成16年度各会計予算の提案説明と特別委員会設置まで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

病院事務長。

病 院  
事 務 長

上程いただきました議案第14号 平成16年度厚岸町病院事業会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量。患者数であります。入院患者は年間延べ数3万4,730人、1日平均95人、外来患者は7万7,169人、1日平均318人です。

次に、主な建設改良事業であります。医療機械整備事業として1,238万6,000円の計上であり、人工腎臓装置、生体情報モニターの医療機械です。

第3条、収益的収入及び支出、並びに第4条、資本的収入及び支出につきましては、10ページから15ページまでの予算説明書によりご説明いたします。

10ページをお開き願います。

収益的収入であります。1款病院事業収益では14億7,415万8,000円の計上で、前年比5.3%の減、1項医業収益では12億7,870万4,000円の計上で、前年比0.4%の減、これは1目入院収益で7億229万3,000円の計上、前年比2.2%の減、2目外来収益では5億1,762万円の計上で、前年比2.2%の増、3目その他医業収益では5,879万1,000円の計上で、前年比1.4%の減、内容につきましては節説明欄

のとおりであります。

2項医業外収益では1億9,545万4,000円の計上で、前年比28.4%の減、これは1目受取利息及び配当金で5,000円の計上、2目患者外給食収益では267万1,000円の計上、前年比23.5%の減、3目その他医業外収益では707万2,000円の計上、前年比10.6%の減、内容につきましては節説明欄のとおりであります。

4目他会計補助金では1億8,570万6,000円の計上で、前年比7,592万4,000円の減となっておりますが、一般会計補助金総額は2億9,974万4,000円であります。このうちから1億1,403万8,000円につきましては、15ページに記載の資本的収入及び支出、いわゆる第4条会計予算の1目他会計補助金で受け入れており、前年度と比較して減額となったものであります。内容につきましては、節説明欄のとおりであります。

11ページをごらん願います。

収益的支出に入ります。

1款病院事業費用では14億7,124万9,000円の計上で、前年比5.4%の減。

1項医業費用では13億5,634万8,000円の計上で、前年比5.6%の減。

1目給与費では8億9,957万5,000円の計上で、前年比6.5%の減、これは1節給料で3億4,979万8,000円の計上、前年比7.9%の減、内容につきましては医師6名、看護師50名、医療技術員14名、事務員7名、技術員3名の計上であります。2節職員手当等では2億4,615万9,000円の計上、前年比17.4%の減、内容につきましては節説明欄のとおりであります。3節法定福利費では1億6,803万9,000円の計上、前年比1.9%の減、内容につきましては節説明欄のとおりであります。4節賃金では1億3,406万7,000円の計上、前年比18.7%の増、臨時医師、診療応援医師、臨時職員に係る賃金であります。5節報酬では151万2,000円の計上で、顧問医報酬、運営委員会委員報酬であります。

2目材料費では2億591万4,000円の計上で、前年比17.1%の減、内容につきましては節説明欄のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページをお開き願います。

3目経費では2億4,059万7,000円の計上で、前年比10.7%の増、これは1節厚生福利費350万円の計上、前年度と同額であります。2節旅費交通費862万5,000円の計上、前年比89.8%の増、3節消耗品費556万8,000円の計上、前年比15.8

%の減、4節消耗備品費53万9,000円の計上、前年比48.7%の減、5節光熱水費1,959万7,000円の計上、前年比9.5%の減、6節燃料費1,702万6,000円の計上、前年比23.9%の増、7節食糧費50万円の計上、前年度と同額であります。8節印刷製本費228万8,000円の計上、前年比41.6%の減、9節手数料679万4,000円の計上、前年比20.7%の増、10節通信運搬費250万円の計上、前年比21.0%の減、11節保険料223万4,000円の計上、前年比0.7%の減、12節修繕費1,372万7,000円の計上、前年比12.3%の増、13節職員被服費56万5,000円の計上、前年比17.7%の増、14節使用料3,733万5,000円の計上、前年比17.5%の増、15節委託料1億1,558万7,000円の計上、前年比14.7%の増、13ページをごらん願います。16節交際費200万円の計上、前年比20.3%の減、17節負担金48万7,000円の計上、前年度と同額であります。18節緒会費139万9,000円の計上、前年比4.4%の減、19節雑費32万6,000円の計上、前年比68.0%の減であります。

以上が3目経費であります。各節の内容につきましては、それぞれ節説明欄に記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきました。

4目減価償却費では349万5,000円の計上で、前年比148.4%の増、5目資産減耗費では70万7,000円の計上で、前年比0.3%の増、6目研究研修費では606万円の計上で、前年比0.3%の減、内容につきましては節説明欄のとおりであります。

14ページをお開き願います。

2項医業外費用では1億1,460万1,000円の計上で、前年比3.4%の減。

1目支払利息及び企業債取扱諸費では9,240万3,000円の計上で、前年比3.2%の減、これは1節企業債利息で9,190万3,000円の計上、前年比3.5%の減、2節一時借入金利息では50万円の計上、前年比237.8%の増。

2目医療技術員確保対策費では513万円の計上で、前年比2.6%の増であります。本年度予算から節区分を新設させていただいたところであり、1節旅費70万円の計上、2節食糧費50万円の計上、3節負担金393万円の計上で、主な内容であります。本年4月から北海道地域医療振興財団の過疎地勤務医総合研修事業により、地域医療専門の医師が派遣されることから、これに係る負担金300万円を計上いたしました。なお、この負担金につきましては、北海道地域医療振興財団との医師派遣契約により、同財団に支払うものであります。

3目雑損費では1,017万3,000円の計上で、前年比16.9%の減、4目消費税及び

地方消費税では 256万 7,000円の計上で、前年比59.5%の増、5目繰延勘定償却では前年度と同額の 432万 8,000円の計上であります。

3項予備費では前年度と同額の30万円の計上であります。

15ページをごらん願います。

資本的収入であります。

1款資本的収入では1億 2,580万 4,000円の計上で、前年比 163.4%の増、1項補助金では1億 2,580万 4,000円の計上で、前年比 163.4%の増、これは1目他会計補助金で1億 1,403万 8,000円の計上、前年比 7,853万 8,000円、 221.2%の増、一般会計からの補助金であります。内訳につきましては、節説明欄のとおりであります。

2目国庫補助金では 1,176万 6,000円の計上で、前年比 4.0%の減、医療機械購入に係るOA施設周辺整備補助金であります。

次に、資本的支出であります。

1款資本的支出では1億 2,580万 4,000円の計上で、前年比 1.8%の増、1項建設改良費では 1,238万 6,000円の計上で、前年比 4.0%の減、これは1目固定資産購入費で 1,238万 6,000円の計上、人工腎臓装置、生体情報モニターの購入であります。

2項1目企業債償還金では1億 1,341万 8,000円の計上で、前年比 2.5%の増であります。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願います。

第5条、一時借入金であります。一時借入金の限度額を5億円と定めるものであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費8億 9,957万 5,000円、交際費 200万円の計上であります。

第7条、他会計からの補助金。一般会計からの補助金は、総額2億 9,974万 4,000円、前年比 261万 4,000円の増額となっており、内訳につきましては記載のとおりであります。

このうち、(1)の企業債償還元金補助1億 1,341万 8,000円と、(2)の医療機械購入費補助62万円の合計額1億 1,403万 8,000円を、15ページに掲載しております資本的収入の1目他会計補助金で受け入れております。

第8条、たな卸資産購入限度額であります。2億1,363万3,000円と定めるものであります。

なお、3ページ、4ページは実施計画、5ページは資金計画、6ページから9ページまでは給与費明細書、16ページから20ページまでは平成16年度予定貸借対照表、平成15年度予定損益計算書、貸借対照表であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明であります。議案第14号 平成16年度厚岸町病院事業会計予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 本9件の審査方法についてお諮りいたします。

本9件の審査方法については、議長を除く17名の委員をもって構成する平成16年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本9件の審査方法については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成16年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 17時10分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 17時11分

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

散会時刻 17時11分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員